令和６年　第４回　日　之　影　町　議　会　定　例　会　会　議　録　（第２日）

令和６年12月10日（火曜日）

議事日程（第２号）

令和６年12月10日　午前10時00分開議

日程第１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

出席議員（８名）

１番　久保　優一君	２番　髙舘　英嗣君
３番　小川　輝久君	５番　一水　輝明君
６番　河野　　學君	７番　甲斐　徳仁君
８番　小谷　幸治君	９番　甲斐　睦彦君

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長　甲斐　清保君　　録音係（総務課係長）　井植　博志君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……	佐藤　貢君	副町長 ……	甲斐　敏弘君
教育長 ……	橋本　範憲君	総務課長 ……	工藤　富士君
地域振興課長 ……	関　雅人君	会計管理者 ……	津隈　富美君
町民福祉課長 ……	押方　誠君	税務課長 ……	福川　勝志君
農林振興課長 ……	平川　誠二君	建設課長 ……	春田　直人君
保健センター所長 ……	甲斐　康弘君	教育次長 ……	平川　浩二君
代表監査委員 ……	富士本浩一郎君		

午前10時00分開議

○議長（甲斐　睦彦君）　傍聴者の皆様におかれましては、大変御多用のところ議会傍聴においでいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、日之影中学校の３年生と教職員の皆様にも傍聴いただくこととなっております。

それでは、これから本日の会議を開きます。

日程第１．一般質問

○議長（甲斐　睦彦君）　日程第１、一般質問を行います。

一般質問は、久保優一君、小谷幸治君、髙舘英嗣君、一水輝明君、甲斐徳仁君、以上５名から通告がありましたので、一般質問を通告順に行います。

なお、答弁は、質問内容等により、議長、町長及び教育長が認めた場合に限り、町長及び教育長以外の者に行わせることができるものといたします。

初めに、久保優一君の質問を許します。久保優一君。

〔議員登壇〕

○議員（１番　久保　優一君）　傍聴者の皆様、おはようございます。本日は御多忙の折、傍聴にお越しいただきありがとうございます。

質問事項がたくさんありますので、早速、通告どおり、質問に移らさせていただきます。

質問事項は、今後の農地の在り方について。その中で、遊休農地と耕作されておらず管理保全している農地の面積は、それらの農地が発生する要因の分析は行っているか、本町の田畑畦畔・土手の総面積は、ひのかげアグリファームの体制強化はどのように推移しているか、有害鳥獣対策への農家自らによる対策方法等の周知は行っているか、地域計画の策定はどう影響するか、について質問いたします。

再質問は、自席にて行わさせていただきます。

〔議員降壇〕

○議長（甲斐　睦彦君）　答弁を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤　　貢君）　傍聴者の皆様方には、早朝から議会傍聴、御苦労さまでございます。

それでは、久保優一議員の今後の農地の在り方についての１点目、遊休農地と耕作されておらず管理保全している農地の面積は、についてお答えをいたします。

本町の基幹産業であります農業につきましては、中山間地特有の急峻な地形の中で、水稲を基本としまして、小面積で高収益作物の生産振興に努めてまいりました。

本町の農地面積は、町の総面積の約２．４％の６７４ヘクタールであり、内訳としましては、田が４１６ヘクタール、樹園地を含む畑が２５８ヘクタールとなっております。日之影町農業委員会で把握しております令和５年度末の遊休農地の面積は約１４．２ヘクタールで、耕作されておらず管理保全している農地面積につきましては、中山間地域等直接支払交付金の集落協定内の農地になりますが、令和５年度末で６９．７ヘクタールとなっており、大変憂慮しているところでございます。

次に、２点目のそれらの農地が発生する要因の分析は行っているかについてお答えをいたします。

遊休農地及び管理保全している農地の発生状況につきましては、先ほど申しましたが、令和５年度末で遊休農地が約１４．２ヘクタール、管理保全している農地が６９．７ヘクタールで、令和３年度と比較しますと、遊休農地で約６６．２％、管理保全している農地で４８．９％と増加しております。

本町としましては、現地確認作業や農家との意見交換を図る中で、農業者の高齢化や担い手の減少、鳥獣被害や台風災害等によります経営意欲の減退が主な要因であると考えているところであります。

次に、３点目の本町の田畑畦畔・土手の総面積は、についてお答えいたします。

中山間地における畦畔及び土手の面積は、平野部と比較すると広大であり、その維持管理に対しまして、多大な時間と労力を要しております。

これまで、畦畔や土手の面積を詳細に調査したことはなく、正確な数値はございませんが、国の作物統計調査における水田の本地面積（水張り面積）から算出しますと、畦畔及び土手を含めた面積は約９３ヘクタールほどになります。

次に、４点目のひのかげアグリファームの体制強化はどのように推移しているかについてお答えいたします。

株式会社ひのかげアグリファームは、平成２８年に町議会の皆様から御承認をいただき、５，０００万円の出資金の下、設立し、大玉トマトや白ウコンを自社生産しているほか、水稲をはじめとする各種受託作業を行っております。

令和５年度の受託作業につきましては、育苗が５，１８６枚、耕運、田植え、稲刈りが３５．４ヘクタール、水稲防除が７２．７ヘクタールのほか、米の乾燥、農地の除草作業など年々増加しており、高齢化が進む本町におきまして、なくてはならない存在となっております。

人員につきましては、取締役３名、事務局１名、社員２名でスタートし、現在は、取締役３名、事務局１名、社員２名、パート職員約２０名で運営をしておりますが、それと合わせて、地域おこし協力隊やワーキングホリデーを募集し、人員の確保に努めてきているところでございます。

また、所有しております主要機械につきましては、トラクターが２台、田植機が３台、コンバインが５台、穀物乾燥機が９台、ドローンが２台、そのほかハンマーナイフモア、ロールベーラー、マニュアスプレッターなどを所有しております。

さきに行いました行政座談会におきましても、株式会社ひのかげアグリファームの体制強化を求める御意見を数多くいただきましたので、農家の皆様の御要望に応えられるよう、しっかりと体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、５点目の有害鳥獣対策の農家自らによる対策方法等の周知は行っているかについてお答えをいたします。

有害鳥獣対策につきましては、国、県の補助事業を活用し、ワイヤーメッシュ柵及び電気牧柵等の侵入防止資材導入を支援するとともに、捕獲活動の負担軽減対策や新規狩猟免許取得者への支援、有害鳥獣捕獲奨励金事業並びに有害鳥獣捕獲対策業務委託による個体数の適正化に努め、関係機関、猟友会、地域と連携した有害鳥獣対策を進めているところでございます。

御質問の有害徴収対策への農家自らによる対策方法等の周知につきましては、侵入防止資材の配布の際や被害が多発する前に侵入防止柵の設置及び管理方法等について、「のうりんだより」などを活用して周知しているところであります。

また、町内の１集落を重点現地支援地域に選定し、関係機関で組織する西臼杵地域鳥獣被害対策特命チームによる集落住民全員での鳥獣被害対策に取り組んでいるところであります。

今後も、必要に応じた情報提供を行い、地域、関係機関、猟友会と連携した有害鳥獣対策を進めてまいります。

最後に、６点目の地域計画の策定はどう影響するかについてお答えをいたします。

地域計画は、地域の農業を維持するために、地域内の農地や地域農業の将来についてみんなで話し合い、策定する計画で、農業経営基盤強化促進法により令和７年３月末までに計画を策定することになっております。

本町では５９地区が対象となっており、現在、中山間地域等直接支払交付金の旧集落協定をベースに、地域設定を行い、地域計画の案を作成しているところであります。

今後、地域における農業担い手の減少が予想される中、全ての農地をこれまでどおり維持管理することは大変厳しいと考えておりますので、地域及び行政、関係機関が一体となって、地域農業を守るために協議し、保全管理していく必要があります。

町としましては、現在取り組んでおります中山間地域等直接支払交付金等の支援制度のほか、各集落営農組織やひのかげアグリファームを中心とした日之影町担い手協議会の活動に加え、担い手確保や作業の省力化・スマート化などの取組を支援し、農業活動の継続と農地の維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐　睦彦君）　久保優一君。

○議員（１番　久保　優一君）　それでは、１番と２番について再質問させていただきます。

遊休地に移行する以前に当たって、本町で畑地化、果樹の植栽など奨励されておりますが、本町で水田から畑地化に転換する際、どのような作物を奨励されているでしょうか、その点をお伺いいたします。

○議長（甲斐　睦彦君）　答弁を求めます。町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤　　貢君）　御質問にお答えしたいというふうに思います。

水田から畑地化、畑といいますか、水田をやめて畑地化する場合の奨励といいますか、今までやっておられますし、日之影町の一番の果樹の大きな柱であります栗とかユズが、町内の農地においては植栽がされているんではないかなというふうに思います。

やはり労力的に見て、栗とかユズにおいても、そういった除草、あるいは剪定、そういった手がかかるわけでありますけれども、他の作物に比べましたら、作業の日数というか、重点的な日数が少なくなるということで、そういった形で進めているというよりも、やはり、そういうことを農家の方々が考えられてやっておるということで、本町の果樹振興においてもそういう形でありますので、そのような形で進んできておるというふうに認識をいたしております。

以上です。

○議長（甲斐　睦彦君）　久保優一君。

○議員（１番　久保　優一君）　という答弁をいただきました。

そして、現在、果樹の植栽など、栗、ユズ、昨日お伺いした農家さんでは、ヘベス、レモンなどを植栽されていたのですが、これを畑地化して、栗やユズ、レモンなどを植栽するに当たって、単独の独立した圃場だったらいいのですが、集落内で水田などが近隣にある場合に、農薬などのドリフトが懸念されて、なかなか作業がしづらいということをお伺いするのですが。例えば、本町で、栗やユズ、果樹以外に何か、畑地化転換するに当たって適当な作物はあるでしょうか、その点をお伺いいたします。

○議長（甲斐　睦彦君）　答弁を求めます。町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤　　貢君）　先ほど答弁しましたけれども、やはり高齢化になったり、労力省力化になればですね、やはり果樹類かなというふうに思います。花とかも産地であります、ホオズキとか。しかし、ラナンキュラス、ホオズキとかもありますけど、やはりハウス化せないかん、そういった形もありますし、野菜については、やはり管理というかそういった形で、また、それに伴う機械化、そういった形になりますので、この中山間地で現実的な、そして、農地が棚田という

形であればですね、やはり今、答弁しました、また、久保議員がおっしゃったような果樹類、そういう形になるのかなというふうに認識いたしております。

○議長（甲斐　睦彦君）　久保優一君。

○議員（１番　久保　優一君）　やはり果樹類ということで。

それで、この遊休地等管理保全地が増えるに当たって、果樹だけでは、私は難しいのではないかなと考えております。そして、昨今の粗飼料高騰に合わせて、この遊休地、耕作放棄地などなどに、例えば、入り込みがいいだとか作業がしやすいところに、牧草を植え付けてはどうかなと思っております。

そして、この牧草というのは、現行で行われているイタリアンライグラスやソルゴーなどの牧草ではなく、恒久的に植え付けできる永年牧草を奨励してはいかがかなと思っております。

この永年牧草につきましては、宮崎県では、私が普及センター等々に確認した限りでは、バヒアグラスが奨励されておるところです。なぜ、この永年牧草の作付を進めたほうがよいかという点におきましては、後々のアグリファームのところで触れるかなと思いますが、アグリファームで草地の除草を年１回、年２回行うより、耕運して牧草を植え付けて管理をしたほうが、農家負担が少なくなるのではないかなというところから考案したものです。

永年牧草の作付を奨励し、そして、畜産振興協議会などと提携して、遊休農地と耕作放棄地を採草地として取り扱ってはどうかなと私は思っております。その点について、町長にお伺いいたします。

○議長（甲斐　睦彦君）　町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤　　貢君）　お答えをいたします。

今、久保議員のおっしゃった牧草等につきましては、もう今、放牧という形で（イワタトクノリ）さん、それと中崎さんですか、そういう方々が、たしかバヒアグラスという牧草をしてまいておると。岩田さんの放牧地にも何回も行って、これがそういう形だということで聞いておりますから、そういった形で、牛関係が遊休の田んぼとかそういう形で、そこの放牧とかそういう形ができれば、もうそれはいいことでありますし、今、放牧関係について、粗飼料の高騰によりまして注目を浴びておりますから、そういう中で、今、御質問ありましたように、畜産振興協議会とか、そういう方々等によってなされるということであれば、もうそれは一番省力化すればいいわけでありますから、いろんな選択肢があるだろうというふうに思います。

ただ、牛だけで処理できれば、もうそれがいいことですけど、牛がいない。ただ、それを今度は飼ってどうするのかとか、まだ、いろいろな課題もまた出てくるんではないかなというふうに思いますので、今の話は御提言というふうに捉えますので、また勉強しながら、担当課のほうでまた考えていってほしいなというふうに、今お聞きして、考えております。

牧草にもいろんなものがあるということは、私も認識をいたしておりますので、何がいいのかなというのが、一番省力化できれば、もうそれがいいことですので、そういうふうに考えています。

以上です。

○議長（甲斐　睦彦君）　久保優一君。

○議員（１番　久保　優一君）　それでは、今、有利な条件のところは採草地、放牧などを行ってはいかがかなという提案をいたしたところですが、例えばこれ、田畑に入り込みが厳しいだとか、あまりにも急傾斜過ぎる場合、これに関して、まああの、国、県の動向を見ておりますと、蜜源作物の作付の奨励をされております。

これ、本町に見合った蜜源作物、本町は蜜蜂などの生産も行われておりまして、何かなというところで、私は、移住してから５年間、様々研究してまいりましたが、これは、白クローバーが適当なのではないかなと思っております。

皆様御存じのとおり、特定外来種のセイタカアワダチソウは、アレロパシーという成分を出して、他の植物の成長を阻害する、だから強い、はびこるという傾向がありますが、このアレロパシーは、白クローバーにも同じような物質を出す能力があります。そして、白クローバーは蜜蜂の蜜源にもなり、窒素も固定し、そして、本町、棚田であれば、一応白クローバーは要注意、管理外来植物に指定されていると思いますが、移出する可能性は少ないと、広がる可能性は少ないと思っております。

そして、同一圃場に白クローバーを植え付けすることは、アグリファームや集落の皆様で年に何度か草刈りすることよりも省力化につながると思います。遊休農地、耕作放棄地等々に蜜源作物、これを植え付けることを、町として試験的に行っていただいてはどうかなと思っておるところですが、そこのところを町長にお伺いいたします。

○議長（甲斐　睦彦君）　町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤　　貢君）　今、初めてお聞きしましたので、即答ができるかどうか分かりませんけれども、久保議員がおっしゃった中に、ちょっと気になったのが、要注意外来植物とか、他の園地にははびこらないとかいうお話がありました。まあ、それであれば何ら問題ないと思いますけれども、しかしながら、行政が進める中においては、やはりそういったことは問題ないのか、あるいは、それを植えて、何と言いますか、ある程度放置すれば、他の雑草がまた入り込んでどういう形になるのか。

そういうことであれば、今お話がありましたけれども、逆に言えば、実証実験といったら、そう大きな面積も要らないというふうに私は思いますので、アグリファームが仮に除草作業を請け負ったところでお願いをして、一回、他に影響しないところでやってみるとか。

そういうことについては、それはよければ入れるし、問題なければ普及すればいいことでありますから、そのことについては、また、今日、担当課長もおりますので、そのあたりは今後詰めていければ、そうお金がかかることでもないんではないかなというふうに思いますので、また、その点については検討させてもらいたいというふうに思います。

以上です。

○議長（甲斐　睦彦君）　久保優一君。

○議員（１番　久保　優一君）　それでは、１、２番は終わりまして、３番の本町の田畑畦畔・土手の総面積はについて再質問させていただきます。

町長御答弁のとおり、畦畔・土手の管理は非常に重労働で、私は、ここの管理を簡素化することが、日之影町の今後の農業に関わってくるのではないかなと思っております。

本年度の気候と現在の状況を見ましても、昨年度より夏の猛暑、そして、その後の長雨で除草作業が大変遅れておりまして、現在、水田の土手の草刈りを行っている農家が多く見受けられます。そして、畜産農家の減少により、採草が少なくなってきており、各集落の土手の草がかなり伸びて、管理が厳しくなっておるのではないかなと思います。

今の時期に草刈りをするということは、例えばススキでは、本町に多い水田の、畦畔の植物といえばススキとカラムシ、こっちでいうハッタンガラとゴブリョ――葛ですね――がありますが、ススキはお盆を過ぎて草刈りをすると、来年、また同じ大きさに戻ってしまうという研究がなされております。

そして、クズは梅雨時に伸長し、そして、秋に根に栄養をため込みます。１０月、１１月以降に葛を刈り取るということは、これは人為的に切断する、つるを切断する実験からも確かなのですが、昨年より全体の量が多くなってしまう。切った先で独立してしまって多くなってしまうという現象が見受けられます。なので、適切な時期に除草を行うということが大変大事になっております。

そこで、現状、ススキやカラムシ、葛などの除草が厳しいのであれば、この水田畦畔・土手の植生を何か省力的に管理しやすいものに転換を行ってはどうかなと、私は思っております。

本町の畦畔管理の中で今、行われているといえば、人力の草刈りによる除草、もしくは、栗園で行われている防草シートや除草剤の使用があります。本年度は猛暑により草刈り作業が厳しかったのか、水田畦畔・土手における除草剤の使用が、私は各所で見られたと思っております。

そこで、新たな省力化、野芝の植栽、これは、野芝というのはグラウンドカバー、地面を覆う植物の一種であります。私は、このグラウンドカバーに着目し、数年前からセンチピードグラス、これは全国で行われております。ですが、非常に５００グラムで大体１万３，０００円ぐらいと非常に高価なものです。そしてクラピア、これは名古屋大学だか何だかで開発されたグラウンド

カバーなんですが、これも高価なものになっております。

そして、私がこの野芝をお勧めする点としては、本町に既にあるものなので、この野芝を増殖して、さらに植え付けた後、除草剤ではなく、今使われているラウンドアップなどは非選択的除草剤、全部枯らすというわけですけれども、これを、野芝（イネ科）だけ枯らさない非選択的除草剤、枯らす植物が選べるということなんですが、これを組み合わせて畦畔・土手の植生を転換し、除草作業を省力化してはどうかなと、私は思っております。

この試験的な事業を日之影町で、少しの面積でもいいので行ってみてはいかがかなと、私は思っております。この点について町長にお伺いいたします。

○議長（甲斐　睦彦君）　町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤　　貢君）　お答えいたします。

あのもう久保議員御案内のとおり、そういった除草を含めて、景観の維持ということで、平成１２年から中山間の直接支払制度という形が来ておりまして、本町もそういう形で進めてきているところであります。そういったことで、それぞれの集落において共同作業にて、あるいは、個人の配分がありますから、個人の責任においてそういった取組をしてきておるわけであります。

しかしながら、今、御案内のとおり、なかなかそれも厳しくなってきておる。アグリファームに委託されますけれども、アグリ自身もですね、やはり、それだけ対応できる体力というのはないわけでありますから、大変疲弊もしております。

そういう中において、今、久保議員がおっしゃったような形のものがいいかどうかということも、私、全国農業新聞等でこの野芝の植栽で効果が上がったという記事も見ております。しかし、現地も見ておりません。そういう中で、いろんな選択肢があるんだろうというふうに思います。

私は、果樹園においては、以前の防草シートではなくて、今、柔らかい防草シートが松の木のほうでのり面に、のりに行って効果が上がっているなというふうに思います。

しかしながら、人工物でありますから、価格製品であるだろうと思いますから、それで全部をやればいいのかというのも、ちょっとどうかなと、環境の面からも。

そういう中において、いろんな選択肢があるということはいいことでありますから、このことについても、さっき言ったように、やって駄目なら、また考えればいいんじゃないかなと思いますので、いいことであればいいし、そして、広めればいいし、そういう多額であれば、逆に言えば、今度、中山間に直接、この制度は絶対やめさせたらいかんと思っておりますので、第６期か７期と思いますけれども、そういう中において、こういった中から支援というか使っていただければ、今おっしゃった高価なものということでありますけれども、その対応もできるのかなというふうに思いますので、この辺りも含めて研究させていただければというふうに思います。

○議長（甲斐　睦彦君）　久保優一君。

○議員（１番　久保　優一君）　３番については、質問を終わります。

それでは、４番に移りたいと思います。

４番の質問を行った背景に当たりましては、ひのかげアグリファームの体制強化、これ、何年もひのかげアグリファームが設立してからたつのに合わせて、地域おこし協力隊やワーキングホリデーの採用におきまして、採用した、本町に来られたときは広報を行われるわけですが、離職されたり、帰られたときに対して、広報は行われていないので行うのは難しいと思いますが、本町農家の皆様においては、アグリファームの人数がどんどん増えてきているという意識があるのではないかなと思います。

実際に、除草も面積はどんどん、どんどん広がってきております。これで大変だな、今の現状はこうなのだ、大変だということの答弁がいただきたくて質問したわけですけれども、１、２、３番のお答えの中で、アグリファームがなかなか大変になってきているというところを町長に御答弁いただいたので、その点は取りあえず終わりまして、この体制強化に当たって、なかなかその人員を募集しても人が来ないと、この原因について私が考えたところ、これは、広報がやはり足りないのではないかなと、私は思っております。

以前も、当初予算のときにお話がありましたが、ホームページなどの媒体もありますが、これは、これも協議が必要だと思うんですけれども、若者や休職する世代が目に触れやすいＳＮＳ、これはフェイスブックではなくツイッターやインスタグラム、スレッズ等々で広報を行ってみてはどうかなと思います。

その点について、町長にお伺いいたします。

○議長（甲斐　睦彦君）　町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤　　貢君）　アグリファームの体制強化については、逐次、地域おこし協力隊あるいはワーキングホリデー、それを定着化させて入っていただきたいということでありますけれども、地域おこし協力隊制度においては、やはり都会から来られた方が経験をされて、しかし、これでは無理かなということで離職もされることも現実であります。

そういう中で、できれば、当初設立したときから、あそこを町内の雇用の場の拠点としたいということで処遇等も高めていく必要があるというふうにも思っているわけでありますけれども、いかんせん、そうするためには、受託の単価を上げる、そうなれば、農家の方々に負担が強いるということで、町のほうで補助金という形で運営していただいているわけでありますけれども、なかなかそういう、何というか財政的な面もございます。

しかしながら、答弁で申し上げましたとおり、行政座談会等において、やはり農家の方々のアグリに期待するという声はもう間違いなく、当初設立したときからに比べるともう格段に上がっているということは認識をいたしております。そのためにも、今、担当課、また、アグリを含め

てですね、人員確保を。できれば、もう町内の若い世代が入ってくれるのがベストでありますけれども、それがかなわなかったら、いろんな選択肢の中で採用していこうという方針は決まっております。

そのために、今おっしゃったような形で、今までの広報じゃなくて、やはりそういった、私はそのＳＮＳはよく分かりませんけれども、どのようなものかも把握しておりませんけれども、できる、そういう形で効果があるとなら、そういうことも含めて職員採用については対応するように、アグリの局長とか、そういう話をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（甲斐　睦彦君）　久保優一君。

○議員（１番　久保　優一君）　ＳＮＳでの広報は、私は効果的だと思うんですけれども、今、質問したとおり、町長の答弁のとおりですけど、もう一つ、これ、私、中山間地域、過疎地で伸びている会社の求人が、応募がたくさん来る会社において、どのような戦略を取っておられるか。これは、和歌山県の会社の社長と先日お話ししたときに、こういうのがあるよというのを御紹介いただいたんですけれども、各種企業、転職する企業、例えばリクナビだとか、あと農林水産省や厚労省などが行っている賞、何々賞というものですが、例えばグッドアクション賞だとか、今、正確かどうか分からないんですけど、これはリクナビだったと思いますけど、あと、日本で一番残したい会社賞だとか、いろんな賞があるんですよ。

これに対して、要項に合ったところに応募して、これで賞を取るということが重要になってくると。これは、なぜ重要かなと。農林水産にグッドアクションだかデザインだかはあまり関係なさそうに見えるんですけれども、こういう様々な公の賞を受賞する、受賞した会社ということで、応募する方々がこの会社は全国で認められたすばらしい会社なのだと認識で応募してくると、やはりそういうことを中山間で伸びている企業の社長からお伺いしたところであります。

アグリファームもこのような賞、適当な何々賞だとかがあれば、手を挙げるだけならそんなに費用もかからないので、応募してみてはどうかなと思います。そこのところを町長にお伺いいたします。

○議長（甲斐　睦彦君）　町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤　　貢君）　アグリファームにつきましては、グッドアクション賞とかそういう賞にはまだ応募とかしていないんだろうというふうに思いますが、ただ、農水省の予算の概要資料等においては、色ずりでですね、アグリファームがこういった担い手協議会をつくって、こういう効果が上がっているという形で、農水省の予算の概要書の説明資料ですから、全国の自治体の方が見られるというようなことであります。そしてまた、そういった取組について、先般、また、農林水産省の担当補佐以下、九州農政局も視察にお目になりました。ですから、そういった認識、

今後の中山間地域の取組の中にアグリファームが捉えられているということは間違いないというふうに思います。

ただ、今、久保議員がおっしゃったように、民間の方にそういった応募とか、そういう形はありませんので、今日の答弁はみな担当課長が聞いておりますので、言われたことは、アグリとアグリの事務局長、また、そういうことで、もう遠慮なく手を挙げて、また名前が挙がれば、それによって来ていただければ、もう何らいいことでありますから、そういう形で処理をすると思いますので、御指導をお願いをしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（甲斐　睦彦君）　久保優一君。

○議員（１番　久保　優一君）　４番に対しては、これ、アグリファームをもっと町外、町内に向けて宣伝してみてはどうかなというところで質問したところなので終わります。

５番の有害鳥獣対策へ再質問を行います。

本町における農業生産において、有害鳥獣の被害は深刻なものになっております。そして、この中で、１地区において試験的に行っているということで、この地区はどこの地区になりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（甲斐　睦彦君）　町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤　　貢君）　これは、西臼杵３町で回すというか、やっているそうで、令和６年におきましては、上小原集落でこういった取組をしていただいております。

以上です。

○議長（甲斐　睦彦君）　久保優一君。

○議員（１番　久保　優一君）　上小原地区ということで、これ、あまり町内の皆様がこの地区でやられているということをちょっと御存じない傾向に、今現在、あります。これ、どのようなことをやっているのかというのを、どのようなことをやって、どのようなことに効果があるのかということを町内にもっと広く広報してはいかがかなと思います。のうりんだよりで、確かに草の刈り取り時期や有害鳥獣、電気柵について広報が行われてきたことも確かですが、もっと情報が知りたいという農家の方々もたくさんおられます。

私が、延岡市、たしか北方支所において、有害鳥獣対策の会議に出席した際に、先方の役場の方がこの会議をＤＶＤに焼くようなことをお話しされていたと思うんですよ。そのときにあったことが、電気柵から１メートル、２メートル、よければ２メートル草を刈り取るだとか、電気柵の位置だとか、かなり詳細なところまでお話しされておりました。もし、その話を町内の皆様にしたところ、そういうＤＶＤがあったら見てみたいよねというお話をお伺いいたしました。これ、入手できるのであれば、例えば図書館や農林振興課などにそのＤＶＤを設置して、希望する農家

に貸与してはどうかなと思っております。

この点において大事なところは、補助金や助成制度は大事なんですけれども、農家自らにおいて努力出来る、努力できて、それで有害鳥獣対策につながるというような、もっと仕組みができないかなと、私は思っております。

この有害徴収対策のＤＶＤや資料なんかのさらなる配布について、町長にお伺いいたします。

○議長（甲斐　睦彦君）　町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤　　貢君）　この上小原地区のほうは現在取り組んでおりますので、その成果等が出ましたら、また、どういう形か、今言えませんけれども、周知はできるんではないかなというふうに思います。

ＤＶＤとかそういうものが北方とかであるということであれば、うちの農林課長が早速仕入れて、まずは、自分が農林課のほうでどんなものか見ると思いますので、それで、何ら農林課に置くことについて、「いや、そりゃ、いかんですわ」ということも答える必要もないのかなと思いますので、そういう形で、担当課で処理させていただきます。

○議長（甲斐　睦彦君）　久保優一君。

○議員（１番　久保　優一君）　有害鳥獣対策については以上です。

そして、最後の６番の地域計画の策定はどう影響するかについて再質問いたします。

この地域計画の策定についてどのように影響するか、これ、私がですね、各農家や、本町のみならず出向いた先、先日出会った中でも、地域計画どうなのとお伺いしたところ、この地域計画の策定に当たってちょっと効果が分からないと、なぜ作成するのか分からないという声をお伺いいたします。

この地域計画について、目に見える、これをつくったからこうなったんですよと、目に見える効果を町内の皆様に、農家の皆様に実感していただけるには、どのようなことを行えばいいのかなと、私が考えたところ、この県単事業の簡易基盤整備事業があります。たしか土地の平たん化、簡易な平たん化とコンクリート、畦畔の除去、そして、暗渠排水の設置、これは２００万円だったと思うんですけど、大きな事業ではなく、農家自らが行うレベルの簡易基盤整備事業です。

そこで、地域計画を策定したから簡易基盤整備事業ができたんですよと、県に予算申請ができて、県単の補助がつくんですよということを農家の皆さんに知っていただければ、地域計画をつくった意味があったんだなということを実感していただけるのかなと思います。

そして、これは確認なんですけれども、地域計画の中に基盤整備事業はどのように記入されているか、お伺いいたします。

○議長（甲斐　睦彦君）　町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤　　貢君）　地域計画については、御案内のとおり、来年の３月まで計画をつくると

いう国のほうの法律の中で動いているわけでありますから、それに従って町も行う。そういう中で、本町の場合は、中山間直接を絡めて５９ですか、担い手協議会もつくっていますので、そういう中で地域計画をつくっていくということで、他の自治体に比べて非常に取組は理解が得られるのではないかというふうに思います。

ただ、今御質問のありました、地域計画をつくっておる段階でありますから、それをつくったらどういう形で助成があるのか、国の制度があるのか。

ただ、一点言えるのは、この地域計画をつくる条件として、先ほども言いましたけど、中山間直接支払制度をどうするのかという大きな考えが国にはあるんだろうというふうに、私は推測をいたしております。

したがいまして、地域計画、そういった担い手を協働でどう取り組むかという方向性の中で、それぞれの地域がそれぞれの農地をどうやって守る、あるいは、集落をどうやって守るかということが大きな眼目というふうに思います。

まだ、そういう段階でありますので、現時点でその地域計画をつくったら、今、久保議員おっしゃったように、県単で何ができるという形は、私は把握をしておりませんので、担当課長が把握しておれば、担当課長からお許しをいただいて答弁をさせますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（甲斐　睦彦君）　久保優一君。

○議員（１番　久保　優一君）　まだ、今つくっているというところで、ちょっと先取りし過ぎた質問になるかなと思うんですけど。

私、この県単事業を実際行われている、宮崎市田野と都城についてお伺いしました。これ、メリット・デメリットもあった。でも、この中で、暗渠排水事業においては、本町にとって多大なメリットがあるのではないかなと思います。

支庁にお伺いしたところ、西臼杵では、暗渠排水、これはあまり行われていない、事例がないということなんですけれども、本町でもあまりないかなと思われます。私も一件、そうじゃないかなというところは見たことがあるんですけれども、あまりないと思います。

私、佐賀から移住してきたんですけれども、佐賀県では大体稲刈りが終わると、暗渠排水が６年から８年、佐賀県の耐用年数はですよ。だから、冬季に更新するという事業を冬場になるとよく見ます。

この暗渠排水が本町にとって大事というところは、まずは、先ほど１番で触れた果樹、これ、栗を植えるに当たって、暗渠排水が適切な栗の成長につながるのではないかなと思っております。これが、私が、栗の侵食が行われた樹園地を、実際に見た範囲の中だけなんですけれども、凍害、これ、栗が水分を吸い上げることが主な要因と思われる凍害、苗木、４年間、植えてから４年間

が被害が大きいということですが、水田から栗の樹園地にされた場合、かなり出ているのではないかなと私は思います。

そして、これは畑地化においてですけれども、また、町内では、水田を１年間畑地化して水田にされるという例もところどころで見られます。この場合、水はけがやはり水田と違って、あまり水をためる必要はないので、暗渠排水で適切に排水をしたほうがいいのではないかなと思われます。

そして、さらにアグリファームの受託作業、私、何年間かアグリファームの受託作業に同行してまいりましたけれども、汁田、こちらで言うぬかり田が毎年同じところが泥濘化して作業が遅れるということがありました。これ、アグリファームの受託において水田が早く乾くことは、受託件数の増加やスムーズな刈り取りにもつながるかなと思っております。そこで、暗渠排水が必要なのではないか。

そして、これが一番、私が暗渠排水を考えたほうがいいのではないかなというところで、台風災害、４年災の高地災害がいまだに全て復旧が終わっておりません。これは、様々な要因があり仕方のないことだと思われますが、私が調べたり考えたり見たりした上で、昨今の線状降水帯、台風などで過剰に水分が田に浸透して、そして、盤に突き当たりますよね、盤に突き当たったときに、横への浸透が畦や土手などの崩壊につながっているのではないかなと思っておるところであります。これは、農研機構の資料にもあったところであります。なので、過剰な水分の浸透を防ぐために、水田においても暗渠排水は必要なのではないかなと思っております。

本町の暗渠排水に対しての、また、あれなんですけど、施策を、要望があれば、来年度一、二件でも行ってみてはいかがかなと思います。

なぜ、一、二件でもということなのかといいますと、県においての予算申請が令和７年度受付が既に終了しております。なので、８年度、もし町内の農家の皆様が暗渠排水してみたいねとなれば、８年度の県への予算申請に向けて、令和７年度に少し施策してみてはどうかなと思っております。

この点について、町長にお伺いいたします。

○議長（甲斐　睦彦君）　町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤　　貢君）　暗渠排水等についての御質問でありますけれども、まああの、ほかの地域は、多分、盛土地域とか広大な農地があって、暗渠排水をしなければ水がたまるということでありますけれども、本町の場合においては、そういった話がないということは、こういう傾斜地であるわけですから、ぬか田以外はそういう形がないんだろうというふうに思います。

今、るるお話がありました作業効率とかそういう面も含めた、もう当然のことだろうというふうに思います。そういうことにつきましては、まだ個別に担当課を含めて話もないわけでありま

すから、その中で、極端な話、やはり全てを町で賄うということはできませんので、それは当然、均衡を失しますので、本当に必要なら、それをやりますかと、どのぐらいのお金がかかるのか、あるいは、また暗渠排水して、それを永久的に維持できるのか、五、六年でまたやり直すとなったら非効率でありますから、逆に、そういったもろもろのことをやはり調査をし、費用対効果といいますか、本当に投資をして、農家の方々がやはりそういう形で効果が実感できるか、そういうことについては、このことについては、実証をしないとかするとかの問題の以前に、やはりそういったことを詰めてからのことではないかなというふうに私は、現時点では、今お話を聞いて考えているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐　睦彦君）　久保議員、残り５分となりました。よろしくお願いします。

○議員（１番　久保　優一君）　確かに、いきなり実証というのはあれなんですけれども、この暗渠排水についてあまり存じ上げない場合は、話合いのベースにすら上がってこない現状だと思います。なので、農家の皆様と話し合った上で要望があるようであれば、あと、課内で協議して要望があるようであれば、行っていただきたいなという提案であります。

私の質問は以上で終わります。

○議長（甲斐　睦彦君）　町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤　　貢君）　お答えいたします。

聞かないとかじゃなくて、どこの方々がそういう要望をされているのはもう全然分かりわかりませんので、久保議員が担当課長となり話をしていただいて、こういう話があるのを詰めていただければ、それはどうしてもやらないかんなっちゃ、じゃ、町として県と掛け合うかとか、どのくらいかかっちゃろうかとか、本当に、これがやって効果があるとかなとかいうことは今後の課題というふうに思いますので、何ら要望も聞かんとかそういうことじゃなくて、まずはそういうことから進めんと、この場では回答ができませんということで申し上げましたので、遠慮なくまた、どういう地区がそういう形とか、お話をしていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（甲斐　睦彦君）　以上で、久保優一君の質問は終わりました。

……

○議長（甲斐　睦彦君）　ここで暫時休憩したいと思います。１１時５分から再開をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午前10時57分休憩

……

午前11時04分再開

○議長（甲斐　睦彦君）　日之影中学校３年生の皆様には傍聴いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、小谷幸治君の質問を許します。小谷幸治君。

〔議員登壇〕

○議員（８番　小谷　幸治君）　改めまして、おはようございます。日之影中学校の生徒の皆さん、議会傍聴に来ていただき、ありがとうございます。

それでは、さきに通告いたしましたとおり、町所有施設のＬＥＤ化移行への取組状況等について、町長に質問をさせていただきます。

２０２３年１１月に、スイスで開催された水銀に関する国際会議で、２０２７年末までに蛍光灯の製造と輸出入を禁止する合意が１４７か国の参加であり、そのことを受け、蛍光灯の製造企業は２０２７年末までに生産を終了する方針であり、既に、水銀灯の生産は２０２０年に禁止となっています。

２０２８年以降も蛍光灯の使用や在庫品の販売はできるとされていますが、蛍光灯の在庫品がどれくらいの期間供給できるかは不明瞭であり、将来、蛍光灯の確保が難しくなることは確実で、蛍光灯からＬＥＤ化への移行については早急に取り組んでいかなければならないと思います。

世界各国では、エネルギー使用量を削減する省エネ対策や二酸化炭素などの削減効果のあるＬＥＤ化が進んでいるようで、日本においては、２０３０年までに保有する施設の１００％ＬＥＤ化を目標に掲げていますから、各種のＬＥＤ化に向けての施策が計画され、予算の提示もされていますので、予算確保に向けての事業の取組も必要と考えます。

町所有施設を見てみますと、既に、日之影中学校の体育館など一部の施設ではＬＥＤ化が進められていますが、最近、全国的にもＬＥＤ化への取組が多くなっている状況で、ＬＥＤ製品の需要も増加し、原材料費や製品の上昇などの影響で入手困難になることも予想されます。そのようなことも踏まえ、今後の取組等についてお伺いをいたします。

また、町施設ではないのですが、集落内道路の安全性向上や防犯対策から、蛍光灯やＬＥＤによる防犯灯を設置している集落が多数あります。第５次日之影町長期総合計画の中に防犯施設の整備の推進が施策としてありますので、ＬＥＤ関連として５点目の質問とさせていただきました。

それでは、以下の６点について、町長にお伺いをいたします。

１点目は、町所有施設の蛍光灯からＬＥＤ化移行への計画について、２点目は、ＬＥＤ化移行の現状について、３点目、予算計画について、４点目、町民への周知について、５点目、集落内防犯灯設置補助金について、６点目、今後の課題についてであります。よろしくお願いをいたします。

以後の質問は、自席にて行います。

〔議員降壇〕

○議長（甲斐　睦彦君）　答弁を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤　　貢君）　日之影中学校の生徒の皆さんをはじめ傍聴者の皆さん方、傍聴においでいただきましてありがとうございます。

小谷幸治議員の町所有施設のＬＥＤ化移行への取組状況等についての、２０２３年度、スイスで開かれた国際会議で、２０２７年末までに蛍光灯及び水銀灯の製造と輸出入を禁止するとの合意があり、蛍光灯の製造企業は２０２７年度までに生産を終了する方針で、水銀灯は、既に２０２０年度禁止となっております。将来、蛍光灯なども使用できなくなることから、町所有施設のＬＥＤ化移行への取組等について伺うについてお答えをいたします。

２０２３年１１月にスイスのジュネーブで開催されました「水銀に関する水俣条約第５回締約国会議」において、蛍光灯の製造と輸出入が２０２７年末までに禁止になることが決定されました。蛍光灯には微量ながら水銀が含まれており毒性が高いことから、健康被害や地球環境への悪影響が懸念されることが背景となっているようであります。

今後は、新しい蛍光灯の入手が次第に困難になるほか、故障した場合の修理ができないということになります。

そこで、御質問の１点目、町所有施設の蛍光灯からＬＥＤ化移行への計画について、についてお答えをいたします。

本町では、町所有施設の照明のＬＥＤ化移行に特化した計画は特段ございませんが、昨年度の２月に各課に対し、日之影町公共施設等総合管理計画に記載の１２９施設について、省エネ設備導入に係る照明設備のＬＥＤ化移行の必要性と、予算化の時期等について見込調査を行ったところでございます。

その結果、ＬＥＤ化への移行が必要であると回答のあった施設は５７施設でありました。内訳としまして、学校教育系施設が４施設、社会教育・文化系施設が９施設、観光・スポーツ・レクリエーション系施設が１１施設、町営住宅が２３施設、保健・福祉施設が６施設、下水道施設が１施設、その他が３施設であります。

このうち、国際会議で決定された蛍光灯の製造中止となる２０２７年（令和９年）末までにＬＥＤ化への移行予定である施設につきましては、学校教育系施設が４施設、社会教育・文化系施設が６施設、観光・スポーツ・レクリエーション系施設が７施設、保健施設が１施設の計１８施設で、約３割でございます。

残りの３９施設につきましては、令和１０年度以降、順次交換することとしております。

なお、この調査において、「ＬＥＤ化へ移行する予定のない」もしくは「必要ない」と回答の

ありました残り７２施設のうち、照明設備のない施設が１６施設、廃止予定の施設が２０施設ありますことから、それらを差し引いた残りの３６施設につきましては、今後、故障や修繕が必要となった際に順次交換する予定としております。

次に、２点目、ＬＥＤ化移行への現状についてお答えをいたします。

これまで既にＬＥＤ化へ移行している町所有施設につきましては、役場本町舎及び道の駅青雲橋の２施設であります。また、旧中央研修館はリニューアル完成したことによりＬＥＤ化となり、学校教育施設では、各小中学校の教室のみではありますが、既に部分的にＬＥＤ化を進めており、日之影中学校におきましては、今年度全面ＬＥＤ化を実施しております。

また、社会教育施設では、大人歌舞伎の館におきまして、今年度ＬＥＤ化を実施しますので、今年度は３施設が完了することとなり、既に完了している２施設と合わせますと、今年度末までに５施設がＬＥＤ化へ完全移行することとなります。

次に、３点目、予算計画についてお答えします。

まず、今年度整備します日之影中学校では約２，３００万円、大人歌舞伎の館では約２８０万円の事業費となっており、ＬＥＤ化へ移行するには多額の予算が必要となります。

したがいまして、これまでも計画的にＬＥＤ化を進めてきた中で、子供たちの学習の場である小中学校を優先し、教室など施設の一部についてはＬＥＤ化を実施し教育環境の改善を図ってまいりました。

今後は、予算の状況もございますが、令和７年度に３つの小学校において残された箇所につきましてＬＥＤ化を実施する予定としております。また、観光関係施設など利用頻度の高い施設や避難所に指定されている一部の施設につきましても段階的に整備していく必要があると考えております。

町営住宅の照明器具の修繕・交換につきましては、入居者の負担となっており、照明設備のＬＥＤ化につきましても入居者本人が自己判断の下、行うこととなります。そのほか備付けの照明設備につきましては、管理者である町が費用負担することになりますが、電球切れや故障などの修繕時にＬＥＤ化を行う予定であります。

なお、ＬＥＤ化を計画的に進めるに当たっては財源の確保が極めて重要となってまいりますので、まず国・県補助金を調査することはもちろんのこと、過疎債や令和７年度まで継続される脱炭素化推進事業債などの起債の活用や基金の充当等についても十分に検討する必要があると考えております。

次に、４点目、町民への周知についてお答えします。

２０２７年末までに蛍光灯が製造中止となることにつきましては、現在までに町民の皆様への町独自の周知は行っておりませんが、政府広報などでの周知は図られているところであります。

昨年度、日之影町地球温暖化実行計画を策定しましたが、その中で、昨年８月に町民アンケートを実施しました。無作為抽出した１８歳以上の町民１，０００名のうち、５３９名から回答をいただいたところでありますが、そのうち「既にＬＥＤ照明を導入済み」と回答された方は３０２名（５６％）でありました。また、「今後導入する予定のある」方は１１６名（２１．５％）、「導入するのは困難もしくは導入予定はない」と回答された方は９３名、無回答が２８名でありました。

このように、アンケートから得られた結果によりますと、町民の約半数近くがいまだ導入されていないことや今後も導入の予定がないとのことから、町広報などによりまして町民への周知を図り意識啓発に努めてまいります。

次に、５点目の集落内防犯等設置補助金についてお答えします。

防犯等設置事業補助金は、各集落が防犯等を設置する際に必要となる工事費の一部を補助する制度で、毎年１０月に集落に対し需要数調査を行い、次年度予算で事業を実施しております。

補助対象となりますのは、柱を含めての設置、照明器具のみ設置、既存の防犯灯をＬＥＤ化の３区分がございまして、区分ごとに設置工事費の２分の１を補助するものであります。

また、上限額を設定しており、柱を含めての設置が１基当たり４万円、照明器具のみ設置が１基当たり２万５，０００円、既存の防犯等をＬＥＤ化が１基当たり２万円となっています。

平成２６年度までは、工事区分に関係なく一律で１基当たり２万５，０００円が上限でありましたが、平成２７年度より現在の工事区分に細分化に合わせ、いずれも、照明器具は全てＬＥＤ灯を補助対象としております。

平成２７年度以降、延べ１１６の集落に対し、新規設置６６基を含め２１４基に対し助成を行っておりますが、今後もＬＥＤ化を含め、夜間における犯罪の未然防止、通行の安全確保に努めながら、関係機関、団体との連携の下、町民の防犯意識の啓発や自主的な防犯・地域安全活動の促進に努めてまいります。

次に、６点目の今後の課題についてお答えをいたします。

３つ目の予算計画についての御質問でお答えしましたとおり、ＬＥＤ化へ移行するには多額の予算が必要となりますことから、まずは、予算確保が大きな課題であると認識しております。

また、蛍光灯の生産終了の期限が近づくにつれ全国的にＬＥＤへの需要が増してくると思われますので、ＬＥＤ製造の品不足による調達の遅れや価格高騰が懸念されることも課題であると考えております。

そのため、公共施設の照明設備のＬＥＤ化につきましては、計画的に実施できるよう予算確保に努めるとともに、国や県等に対し、必要な予算を措置していただくことを働きかけることも大変重要であると考えているところでございます。

以上であります。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐　睦彦君）　小谷幸治君。

○議員（８番　小谷　幸治君）　それでは、再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁で、町所有施設のＬＥＤ化移行への取組等については、的確な答えで理解をしたところです。

当町は２０２４年3月２６日、日之影町ゼロカーボンシティの宣言をし、２０５０年までに二酸化炭素の排出量をゼロにすることを目標として、その実現に向けた地球温暖化対策実行計画を令和６年１月に策定し、その中に、省エネルギー対策の推進の一つとしてＬＥＤ照明が入っております。

町長の先ほどの答弁のとおり、当町のＬＥＤ化の推進は計画的に着実に進められており、ゼロカーボンの町日之影を目指す当町にとって有効な事業であると思いますので、ＬＥＤ化への推進をはじめとして、町の地域資源等を活用したゼロカーボンシティへの取組をすることによる日之影町の将来像をどう描かれているのかをお伺いいたします。

○議長（甲斐　睦彦君）　町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤　　貢君）　お答えをいたしたいと思います。

今、小谷議員が御質問されましたとおり、国におきましては２０５０年度までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする、これが、いわゆるカーボンニュートラルという形を宣言をされたところでございます。これを受けまして、本町では、令和５年（２０２３年）に民間事業者とゼロカーボンシティの実現に向けた包括的連携協定を締結いたしまして、同年、町内の関係する１１団体で日之影町ゼロカーボン推進協議会を設立をしたところでございます。また、御質問にありましたように、地球温暖化対策実行計画を令和６年に策定したところでもございます。

さらに、脱炭素に向けた取組をより強化するため、国が示します「２０５０年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目的とする」日之影町ゼロカーボンシティ宣言を令和６年３月に行ったところでもございます。

このゼロカーボンシティの実現に向けましては、第一に省エネルギー対策の推進、第二に再生可能エネルギーの普及拡大、第三に総合的な地球温暖化対策と、この３つを柱とし取組を進めることとしております。

事業の推進に当たりましては、町内の日之影町ゼロカーボン推進本部とゼロカーボン推進協議会との連携した取組が必要と考えております。公共施設のＬＥＤ化につきましては、この中の省エネルギー対策の推進の一環として二酸化炭素の排出抑制につながるだけでなく電気代の削減や照明設備の長寿命化といったメリットもありますことから、今後もいろいろな制度を活用しなが

ら進めていくということでございます。

２０５０年ゼロカーボン、これは世界的な取組でありますし、避けては通れない、もう御案内のとおり、近年の異常気象、多分二酸化炭素の影響というふうに言われております。そういったことを、全世界あるいは日本国全体で取り組んでいくことは、現在生きている我々人類のですね、避けては通れない役割というふうに思っておりますので、本日、中学生もお見えでありますけれども、やはりこういった意識を持って、今後の二酸化炭素排出を２０５０年、彼らが一番の中心となる世代というふうに私、認識いたしておりますので、そういったことを、当時中学生の頃、ああいう話があったなという形で今後取り組んでいっていただければありがたいかなというふうに思いますので、このことの取組については、町としてもいろんな形で、今後取り組んでいくことが大事かなというふうに認識をいたしております。

以上であります。

○議長（甲斐　睦彦君）　小谷幸治君。

○議員（８番　小谷　幸治君）　その件については、よろしくお願いをしたいと思いますが。

次に、１点目の町長の答弁についての再質問をいたします。

町有施設の蛍光灯からＬＥＤ化移行の計画については、昨年度の２月に各課に対し、町の公共施設のＬＥＤ化移行の必要性等の見込調査を行い、移行が必要であるのは５７施設で、そのうち１８施設は、令和９年度までに移行する予定となっており、残りの３９施設については、令和１０年度以降を順次交換するとのことでありますが、どのような計画で取り組まれているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（甲斐　睦彦君）　町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤　　貢君）　先ほどの答弁で一部申し述べたかと思いますけれども、まずは、やはり教育関係、小学校・中学校の学習環境の中に含めましたＬＥＤ化というのをまず第一義的に考え、そしてまた、官公あるいは保健施設、保健センターを含めて、そういった形で優先順位をつけながらやっていくしか、財源的なものも踏まえまして、しているところでございます。

今後も見直しをしながら、必要性が出たものについては優先順位を上げていくかもしれませんけれども、申し述べたような形で順次進めていきたいというふうに認識をいたしております。

以上です。

○議長（甲斐　睦彦君）　小谷幸治君。

○議員（８番　小谷　幸治君）　次に、４点目の町民の周知についてですが、昨年度８月に、地球温暖化実行計画の策定のため、１，０００人に町民アンケートを実施し、ＬＥＤ照明の項目で約５００名の回答のあった中で、町民の約半数近くはまだ導入していないことや、今後も導入の予定がないとの答えだったようです。

私も複数の町民の方にＬＥＤについて聞いたところ、町アンケートと同じような答えでしたが、「まだ先のことでいつか分からんが、蛍光灯がつかんようになったら考えるが」との意見などもありましたので、町広報紙での周知はもとより、今後、相談担当課を決めての対応と周知も必要ではないかと思いますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（甲斐　睦彦君）　町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤　　貢君）　答弁をしましたアンケート結果について、私も報告を受けまして、まだまだ周知というのが不足しておるなという意識であります。今、小谷議員おっしゃったように、まだついちょるから、つかんなったら入れるわという意識だろうというふうに思います。

そういったことから、今、御指摘のありましたように、町広報等を通じまして、また、いろんな機会があればですね、直接お話をしながら、このＬＥＤ化についてはもう避けて通れない国の政策というか、他の蛍光灯はつくらないわけでありますから、これを進めていく以外ありませんので、これについては、周知を図りながらしていきたいというふうに思います。

このことについては、地域振興課のほうが担当窓口でありますので、そういった形も含めて周知をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（甲斐　睦彦君）　小谷幸治君。

○議員（８番　小谷　幸治君）　それでは、次に、５点目の集落内防犯灯設置補助金についてですが、平成２０年度以降、延べ１１６の集落に対し２１４基に助成を行っているとの実績で、１年間の平均で約２７件もあり、町民に寄り添ったありがたい施策だと思った次第であります。

防犯灯の多くは、集落において管理施設等を行っているのが実情で、集落に設置してある防犯灯については、ＬＥＤと蛍光灯が混在していると思います。蛍光灯の生産禁止が令和９年度ですから、防犯灯からＬＥＤへの取替えが前倒しで順次必要になってくるのではないかと思います。

現在、あらゆるものの価格高騰などから、防犯灯の設置経費も例に漏れず上昇していくのではと予想しております。つきましては、設置工事費金額等を随時精査していただき、集落の負担軽減につながるような補助金の額などの検討をしていただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（甲斐　睦彦君）　町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤　　貢君）　お答えいたします。

今、小谷議員おっしゃったように、設置については町のほうが２分１上限を設けて設置をして、その管理等につきましては、集落の方々が御負担をいただきながら、その地域の防犯、安全安心のためにこの制度を使っていただいておることに改めてお礼を申し上げたいと思いますし、毎年、当年度の要望につきましては、前年度に来年度の要望数調査をして予算措置をしてきたところでございます。

そういった面で、この金額等につきましては何回か見直したという記憶もございますので、既存の物価上昇とか、現状、見積り等を見ればどのくらいというのは分かりますので、そういう中で、状況を精査しながら対応はできるのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（甲斐　睦彦君）　小谷幸治君。

○議員（８番　小谷　幸治君）　今後も、町所有施設等のＬＥＤ化や地球温暖化対策などについて将来を見据え、計画的に取り組み推進してくださいますようお願い申し上げ、私の一般質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（甲斐　睦彦君）　以上で、小谷幸治君の質問は終わりました。

……

○議長（甲斐　睦彦君）　次に、髙舘英嗣君の質問を許します。髙舘英嗣君。

〔議員登壇〕

○議員（２番　髙舘　英嗣君）　それでは、町長に対し質問をさせていただきます。

まず１点目に、特別職報酬等審議会の開催状況について、そして、２点目に、財源確保についてという項目で質問させていただきます。

全国町村議会議長会、宮崎県町村議会議員大会、日之影町議会においても、議員の成り手不足解消に向けた議員報酬の特別決議を行ったところでございます。その点について町長の考えをお伺いしたいと思っております。

成り手不足といいましても、報酬のみならず、その他待遇等においても、なかなか議員に手を挙げようという気持ちを持っていただくためにも、いろんな課題が今後山積していると思っております。

その中でも、議員報酬に関しては喫緊の課題だと思っておりますので、この点について、まずは１点目、伺わせていただきます。

また、次の財源確保につきましては、昨今、国では１０３万円の壁を引き上げる議論が進んでいますが、減収分の財源確保についてどういった考えを持っているかを伺わせていただきたいと思っております。

１０３万円の壁といいまして、これは、雇用者また労働する、働く側、どちらにとってもメリットの多いものだと思っております。最低賃金は上がっておりますが、最低賃金の換算をしていきますと、働く時間はおのずと減ってくる。雇用側からすると、もっと働いていただきたいけど、働いていただくことができない。また、労働、働く側からすると、もっと稼ぎたいけれども稼ぐこともできない。こういった取組が国では議論されているところでございます。

しかしながら、財源は地方にとって地方税というのはあくまでも財源ともなってくる部分もあ

りますので、その点についての心配事も尽きないものかと思われます。

しかしながら、報道等を見ますと、減収分に対する報道のほうが行き過ぎているところがあるように感じております。そのほかの対策が本来であればあるのに、その部分については触れられず、減収分だけについての議論が進んでいることが、一概に本当に正しいのかどうかというのが私の考えでございます。

そういった点について、本町の町長がどういった考えをお持ちか伺わせていただきたいと思います。

以上、後の質問は自席にて行わせていただきます。

〔議員降壇〕

○議長（甲斐　睦彦君）　答弁を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤　　貢君）　お答えいたします。

髙舘英嗣議員の特別職報酬と審議会の開催状況についての全国町村議会議長会、宮崎県町村議会議員大会、日之影町議会において決議された議員の成り手不足解消に向けた議員報酬の特別決議について町長の考えを伺うについてお答えをいたします。

町村議会は、地域が抱える様々な課題の解決に向け、多様な住民の声を集め、その負託に応えつつ必要な議論を重ねていただいており、地方行政にとって非常に重要な機関でありますことは、これまでにも申し上げてきたとおりでございます。

また、県町村議会議長会の決議につきましては、指宿会長からの御依頼を受け、１０月２３日に開催いたしました町村会臨時総会におきまして、私のほうから各町村長にその旨の周知を行ったところでございます。

現在の議員報酬につきましては、昭和５３年に全国町村議会議長会から出されました「議員報酬のあり方」についてに記載してあります、首長給与の約３０％が基本となっております。議員の成り手不足の要因の一つとされております議員報酬の適正化につきましては、令和６年５月の全国町村議会議長会における、議会・議員活動の豊富化、議員報酬の適正化に関する決議、令和６年１０月の宮崎県町村議会議員大会及び日之影町議会において特別決議にあります多様な人材の参画を促す観点から、さらなる議会改革を進め、議会議員の活動量を豊富化し、住民の理解を得ながら、首長給与の４７％程度を目指すことを議決されたことは大変重く受け止めているところでございます。

そのようなことから、昨年の第４回定例会でも申し上げましたが、町内各種団体の代表者や議員経験者からなります日之影町特別報酬等審議会を設置し、特別職の報酬等の適正化について諮問をさせていただきました。

全員協議会におきまして御報告を申し上げましたが、各決議内容とともに町議会から提出のありました要請書、また、委員から求められました県内の現状等を基本資料とし、審議を継続いただいているところでございます。

議員の成り手不足は、全国多くの自治体が直面している課題でもありますし、本町におきましても、昭和２６年に執行されました町議会選挙を見ますと、２６名の定員に対し３７名の立候補者があった時期もございましたが、定員に対する立候補率、また、投票率ともに低下している状況にございます。

今後も人口減少や高齢化が進行し、町民ニーズや地域課題はますます多様化・複雑化していくことが予想され、議員活動に対する町民の期待の高まりとともに議員一人一人に求められる役割、責任はさらに大きくなっていくと思われます。

決議内容にあります議員報酬の適正化によって、若年層や女性など多様の人材が参画し、日之影町議会基本条例にもございますが、町民の福祉の向上、郷土の発展と町民に開かれた議会の実現につながれば大変喜ばしいことでございます。

現在も審議会におきまして、社会経済情勢の動向を見極めつつ審議を継続いただいているところでございます。

次に、財源の確保についての国では１０３万円の壁の引き上げる論議が進んでいるが減収分の財源確保について伺うについてお答えをいたします。

この１０３万円の壁とは、給与収入に対する所得税が課税され始める年収額を指すものであり、年収が１０３万円を超えますと、親や配偶者の扶養から外れ、扶養者の所得税と住民税が増えるため、この壁を超えるか、超えないかが手取り金額に大きな影響を与えることになります。

１０３万円の壁の引上げは、その範囲内の給与所得者の手取り金額が増えるとともに、これまでこの壁を超えないように時間の調整をしながら働いていたパートやアルバイト等の働き控えの解消とともに、人手不足の解消にもつながるとも言われております。

しかし、一方では、１０３万円の壁を引き上げることで国や地方自治体の税収の減少が見込まれることが問題となっており、１０３万円の壁を引き上げた場合、政府の試算でありますけれども、税収の減少は７兆円程度になると言われております。

宮崎県も、県の個人県民税が１４２億円程度の減、県内市町村の個人市町村民税が２１３億円程度減、県全体では３５５億円程度の減となると見込まれておるそうであります。

本町におきましても、１０３万円の壁の見直しにより、個人住民税の基礎控除額が引き上げられますと、令和６年度の個人住民税の課税状況から試算をいたしますと、約４，０００万円の減収となる見込みであります。

約４，０００万円の減収になりますと、標準的な地方税収入の１００分の７５で算定されます

基準財政収入額が約３，０００万円減少いたします。

地方交付税のうち普通交付税は、基準財政需要額と基準財政収入額の差額で決定されますので、その減少分は普通交付税が増額されると思われます。しかし、国の税収も減るという中で交付税が増額することも不透明であります。

今後、国におきまして様々な観点から議論がなされ決定されるものと思いますので、減収分につきましては、国の動向に注視しながら情報収集に努め、国・県補助金、有利な起債の活用、事業の見直しや経費節減による歳出抑制等を図り、健全な財政運営に努めていきたいと現時点で考えております。

以上であります。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐　睦彦君）　髙舘英嗣君。

○議員（２番　髙舘　英嗣君）　それでは、再質問させていただきます。

まず、議員報酬、特別職の議員報酬と特別職報酬等審議会についてのほうを質問させていただきます。

基本的に、地方議会の議員、国によって設置されたものではございますが、もともと明治時代に制定された府県制化ですね、このときにおいての地方議会の議員は名誉職と明記されておりまして、このときの考え方がまだ、まだまだ今も色濃く残っているのかなというのが個人的なところにはございます。

昭和２１年に改正により名誉職制度が廃止されたこともありまして、現在の、直近で言いますと、地方議会議員の位置づけとして、最終議決期間として位置づけされたのも直近のことでございます。

そういったところもありますので、なかなか議員報酬のところまで踏み込めなかったのかなというところが根底にはございます。

現状、日之影町議会の議員報酬は、西臼杵郡内でも一番低いところにございます。現状の報酬の中で、自分で勉強会に行ったり、また、通信料もその中から出さないといけないといったときに、独り親世帯がなれるのかどうか、また、子育て世代ができるのかどうか、同年代、３０代４０代が仕事を辞めて立候補したときに生活ができるのかどうかというところまで考えていただきたいなということがございます。

また、この中でも会社の役員報酬や年金をもらっている方であれば、ここが上がったところでも問題はないかと思いますが、そういったところを一旦区別して考えていっていただかないといけないのかなというのが一番根底にはございます。

どういうふうな方々に出てきていただきたいのか、または、本町のための議員としてなってい

ただきたいのか、改めて町長の考えを伺わせていただきます。

○議長（甲斐　睦彦君）　町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤　　貢君）　どういう方に議会議員としてでてきて、なってほしいという御質問でありますけれども、やはり町内の多様な人材、農林業、商工業あるいは若い世代、高齢の方でも結構だろうというふうに、職業は問わずであるわけであります。

その中で、やはり今、髙舘議員がおっしゃったように、議員さんの場合は兼業が認められておりますから、そういった役員をされている方、あるいは、会社勤めをしながら議員活動をされる方、しかし、議員職のみで活動される方、多種多様だろうというふうに思います。そういったことを、やはり踏まえないといけないわけでありますけれども、そこをどのような形で集約された中でいくのかなというのが課題かなというふうに思います。

報酬という言葉であるわけでありますから、これを変えた中で対応できればそれでいいのかなというふうに思いますけれども、現時点では、その中でどのような形で報酬に持っていくのか、また、議員活動の中で、いろんな町議会の活動を豊富化されるという方向性も承知いたしております。

しかし、それにも、やはりある程度専門、議員一本であれば何ら支障ないのかもしれませんけれども、やはり農林業の方々であれば、それだけの活動をされる中で、自分の農林業を守るという形は、逆に、また厳しい面も出てくるのかなという捉え方もしております。

そういうことで、どの線がいいのかというのはなかなか、私自身も把握できておりませんけれども、そういう多様なことがあるわけでありますから、答弁にいたしましたように、この議員報酬のみの成り手不足という面もあると思いますけれども、いろんな要素が含まれているんではないかなという形を今、髙舘議員のほうから、独り親とか、いろんな役員がおられるとか、そういう話を聞きながら思ったところでもございます。

そういうことを踏まえながら、現状等につきましては、審議会のほうにも全て資料についてもお示しをしまして、いろんな議論をされているというふうな認識をいたしておりますので、今後も、今日の答弁というかそういうものを踏まえてお示しをしながら、いずれ私のほうも額を含めた形で諮問をお願いせにゃいかんのだろうというふうに思いますけれども、今は、やはり他の自治体の動きを含めて、審議会の方々のお求めになった資料等を提示して、説明を担当課の課長のほうとでしているという状況でございます。

以上です。

○議長（甲斐　睦彦君）　髙舘英嗣君。

○議員（２番　髙舘　英嗣君）　様々な方に立候補していただきたいという思いもございます、ですが、先ほど答弁いただきました、他の町の動向を見ながらというところでもございますが、本

町で率先してやっていくという考えはございませんか。どこの町よりも、いろんな方が参画しやすい日之影町議会、立候補ができる環境が整っていますよという形で日之影町が率先してやることによって、ほかの町がついてくるという考えはないか伺わせていただきます。

○議長（甲斐　睦彦君）　町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤　　貢君）　お答えいたします。

決議を尊重して、昨年の定例会でも答弁をしたことを踏まえて、私は率先してこの報酬審議会等も設立をし、そして、決議内容もお示しをし、現状調査もしていただきながら進めているわけでありますから、県内１７町村で一番進んで協議をしていただいているというふうに私は認識をいたしておりますので、逆に、他の町は私の町の動向を見ているのかなというふうには思いますけれども、現状では、答弁をしたことに沿いながら進めているということでございます。

以上です。

○議長（甲斐　睦彦君）　髙舘英嗣君。

○議員（２番　髙舘　英嗣君）　成り手不足に関しまして、こちらの報酬のこともあるんですが、過去に私も一般質問させていただきまして、自治公民館長とのすみ分けも必要ではないかという一般質問をさせていただいた経緯があります。

どうしても地方町議会議員と自治公民館長との区別がなかなかつきづらい状況にあるのかなと、自治公民館制度をしいた上で。昔の方からすると、議員さんに言えば何とかなると、議員さんに言えばどうにかなるという考えがありますが、それは名誉職のときの考え方でもございます。

また、後々、財源の問題のところでも質疑をさせていただきますが、今の地方自治の財政を考えるといったところで、入ってくるものも決まっているので、なかなか実行できない、計画的に実行していかないといけないということもございます。

そういった中で、これは私の考え方なんですが、もう日之影町議会も８人しかいないです。でも、その中でも地区ごとにという考え方はなかなか拭い切れないところがあります。日之影町のことを考えてしっかりと立候補できる環境をどのように取っていくのかなと思ったときには、しっかりと町内のことを見ないといけないんですが、国や県に対してしっかりと提言、提案できる能力をつけられるためにも、勉強する機会というのがさらに必要になってきます。

そういった中で、今、現状が現状、報酬等審議会ではどういったラインが妥当なのかなというので動いているのかを伺わせていただきたいと思います。

○議長（甲斐　睦彦君）　町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤　　貢君）　審議会の方々にお示ししておるのは県内の状況、首長、副町長、教育長そして議長さん、副議長さん、議員さん方、それの県内の状況、職員のラスとか、そういったことの資料しか出しておりませんので、それと、あと決議内容とか、全国の議長会が出された議員

報酬等についての資料、そういったものをお示ししておりますので、私のほうから、現時点で、このくらいがいい、このくらいがという形は何ら、まだお示しはしておりません。

やはり、現在の、後ほどある財源の確保についての、何と言いますか状況が大きく、社会情勢も変化しておりますので、そういう中で慎重にお話をせんと、もし、町民の方々の、やはり理解も、審議会議員の理解のみではやはりいけないと思いますので、町民の方がどのようにお考えかという形も、ある程度は把握した中で諮問することが大事かなということでありますので、現時点で、このくらいがいいとか、これがいいとかという形は、私として、審議会の方々にはお話をまだしておりません。

○議長（甲斐　睦彦君）　髙舘英嗣君。

○議員（２番　髙舘　英嗣君）　過去にも同僚議員の質問で、議員経験者をということで、議員経験者にも入っていただいているところだと思います、報酬等審議会には。ですが、そのときの活動と現在の活動、議員さんそれぞれの活動、ここによって違うと思います。

現職議員さんとの意見交換会も行っていくことが必要なのではないかなと、私は思っておりますが、後にも同僚議員からも質問がございますが、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（甲斐　睦彦君）　町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤　　貢君）　私が申し上げるまでもなく、特別職報酬等審議会というのは、町長、副町長、教育長、そして議会議員の皆さん方の報酬等を審議していただく。町長から諮問を受けて審議をし、そして、答申をいただく。提案するときには、報酬等審議会を開きなさい、そして、答申を受けて議会上程という形になっておりますので、条例で設置してあります。

やはり独立した、私は機関というふうに思っておりますので、私もまだ審議会の方との意見、向こうから求められて現時点いませんので、意見を申したこともございません。やはり、これは独立した機関でありますから、審議会の会長さん、あるいは、委員の方々が議会議員の報酬等について、やはりお話を聞きたいということであれば、それは向こうから要請がありますので、あると思いますので、それに対して、議会側が対応していただければいいのかなというふうに思います。

私にも、町長としての考えが聞きたいということであれば、出ていってお話をしたいというふうに思いますけれども、逆に、やはりそういった公正中立な独立した機関であるわけでありますから、こちらから意見交換とかという形では、やはりその会長さんの考えもあると思いますので、そういう形で、何ら意見陳述とか意見交換、意見を言うことが向こうのほうで希望されれば、そのことについてはいいのかなというふうに、私は認識しています。

○議長（甲斐　睦彦君）　髙舘英嗣君。

○議員（２番　髙舘　英嗣君）　ぜひ、そういった形に流れが行けばありがたいのかなというとこ

ろで思っております。

それでは、続きまして、次の１０３万円の壁のほうに進ませていただきます。

こちら、冒頭の説明でも言いましたが、雇用者、労働者は非常にありがたい制度改革になってきているのかなというふうに思っております。これ、宮崎県の最低賃金ですが、１９９４年が５４１円、２０２４年、直近９５２円と、このくらい変わっているのにこの制度が動かなかったのが、改めて不思議だなと思って、改めて調べてみたところでございます。

財源不足についても、一般財源、総額、実質、同水準、ルールというものがあるようでございます。減収分につきましては、国が責任を持って交付税措置、臨時財政対策債などを使って補填をするというルールもございます。それなのに、なぜ減収分が、減収分がという議論ばかりするものかなというのが、個人的な違和感を感じているところです。

そういった中でも、しっかりとこういった対策があるのであれば、日之影町でも減りはするけど、交付税措置が行われるのであれば、全く心配することなく、ないというのを町長にしっかり認識していただかないといけないのかなと。まして、町村会長でもあるのであれば、町内の町村をまとめて要望提言をしていく必要があるのではないかという思いがございますが、いかがでしょうか。

○議長（甲斐　睦彦君）　町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤　　貢君）　お答えをいたしたいというふうに思います。

この１０３万円の壁で、これが引き上げられて、答弁で答えましたとおり、引き上げられて働くことができて雇用確保ができるということについては、私は何ら反対もしません。

実際、私、５０歳のときに副町長になりまして、うちの個人的なことを言っていいのかどうか分かりませんけど、いい例えがありますので言いますけれど、うちの嫁は保育士、保母さんでありました。５０歳で副町長になったから、町の職員を辞めておりましたけれども、資格を持っているという関係で、高千穂の保育所のほうから来てくださいということで行きましたけれども、やはりこの１０３万円で、そこで、今日までとかという形でやってきておりました。

その当時から「何で」とか言っていましたけれども、私もあまりよく分からなくて、「ああ、そうや」という形でありましたけれども、今回このような形がなって、というのが、やはり資格を持っている人たちなんかというのは、やはりそれでいけないということであれば、大変、例えば保育所とか困るわけでありますから、「ああ、なるほどやな、こういう形であれば、まさに、それが雇用の場になったり、手取りが増えれば、そういう形の人はいるわけやな」という形で、これは理解をしたところであります。

ただ、この減収幅というのが町内で４，０００万円とか出ていますから、今、髙舘議員がおっしゃって、国のほうでちゃんとその分を担保するということが確約できれば何ら問題なくて、全

国町村会としても、国に対して言っているのはそういうことであります。

というのが、この正しいかどうかは、国が出している７兆円のうち、国は所得税として国税、所得税が約４兆円減るという試算を出しています。そのうちの所得税の３３．１％は交付税の原資であります。ということは、１兆２，０００億円ぐらい、国が交付税の原資が減るということは、１兆２，０００億円が地方に影響するわけです、県とか市町村に。ですから、それが問題。いや、これをちゃんとするよと言われば、それでいいわけです。だから、地方６団体が、議長会も含めて地方６団体が国に対して、「この制度はいいね」と「やりなさい」と。

ただ、地方にしわ寄せが、報道を見ますと、一部、地方にも痛みをとかいう新聞記事が出始めましたが、そのことに対して、私は非常におかしいと。ちゃんと地方に対しては、今、髙舘議員がおっしゃったように、ちゃんと交付税で補填をするということを確約いただければ、何ら問題はないと。

ただ、今、税制調査会で、自民党、公明党、国民民主党の中で議論をされておりますけれども、なかなかそれが、結論が出ないということでありますので、大変危惧をしておるということで、この財源の問題は注視をしているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐　睦彦君）　髙舘英嗣君。

○議員（２番　髙舘　英嗣君）　財源が不足するのではないかというところもございますが、２０２２年、税収、これはあくまでも参考程度に、税収は５．９兆円上振れ、２０２３年、２．３兆円上振れ、事業の使い残しは、２０２２年が１１．３兆円、２０２３年が６．９兆円、また、外為特会、ただいま円安でございますので、２０２２年３．５兆円、３．８兆円と、これだけあるのに、何でそこまでやるのかなと。

逆に、国がそういったことを分かっているなら、そこまで税収が落ち込んだからというので、交付金をどうするのかなというのを考えさせるのではなくて、今こそ地方がまとまって、しっかりと担保してくださいよという声を上げないと、単純に、今の税収だけの考え方でいくと、日之影町は人口が減っていっているので、税収というものは上げていかないと追いつかないことになってしまうんですよ。

けど、所得がずっと、これ所得もちょっと僕、調べたんですけど、１９９１年、平均値が４４万７，０００円、マックスで高いときは１９９７年の４６万７，０００円、全国平均ですね。しかし、今現在、一時期４０万円台で、２０２１年、やっと４４万３，０００円と、物価上昇率にもかかわらず、所得は変わっていないという状況で、税収増だけを考えたら、国民って嫌気が差してくることないですか。

そういったところを各町村がまとまってしっかり要望をしていかないと、国が、県がと待って

いたら、今住んでいる僕たち、もしくは、今日傍聴に来ている中学生たち、この子たちが大人になったときにどういう未来になるのかなと、一番危惧しているのはそこです。

そこは、政党がどうとかこうでもなくて、しっかりと本町としても要望を出していかないといけないのかなと思っているところです。

ましてや、１９８９年、消費税導入３％でした。これは現在１０％、軽減税率は８％でありますが、そういった負担もあります。また、社会保険料も１９９０年は８．４％、現在１０％、一般家計の生活費は直近で１０％近く上昇、負担だけが増えていっているというような状況にもなっているのではないかなというふうに思います。適度なインフレが一番経済の好循環にはもってこいです。そういったことも踏まえて、しっかりと要望していただきたいなと思います。

そういった中で、日之影町の基金の残高も調べさせていただきました。ずっと過去、平成１３年から令和５年、直近ですね。基金は積み上がってきています。しっかりと経済対策で事業を構築していかないといけないのかなと、国がしないなら本町独自でやればいいだけの話で、そういった考えがないか伺わせていただきます。

基金の一番低かった頃は平成１６年、ここが１０億７，５００万円でした。その後、現在は令和５年、３８億２００万円、同時期ですね、これの国民負担率は４６．１％、令和４年は４８．１％と、一時期、話題にもなったところでございます。町長の考えを伺わせていただきます。

○議長（甲斐　睦彦君）　町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤　　貢君）　１０３万円の壁については、先ほど答弁しましたとおり、所得が上がるとか、そういうことについては何らいいこっちゃなというふうに私は思っておりますので。

ただ、今、折衝しよる中で、国のほうでですね、ですから、何度も言いますけれども、私たち町村会も含めて要望しておるのは、何らそれをやったから、地方に、私たちの町に、そのしわ寄せをせんでいいことを進めてくださいというのを、三党の税制調査会長の皆さん方にお願いをし、全国町村会としても、全国の議長会としても、そういった要請をしておるということでありますから、その流れの中で、何と言いますか、地方にいいことをして、そのしわ寄せが何で日之影町に来るのかということを強く言っていきたいというふうに思いますので、今後も町村会、また、１月には国の総務審議官等にお会いする機会もありますので、そういう中で、地方の財源については何とかしてくださいよと、ちゃんとしてくださいよという形は今後も言っていきたい。

髙舘議員がおっしゃいましたけれども、国の与党とか、自民党とか、与党とか野党とか、そういう意味は、私は持っておりませんで、いいことはいいでやればいいけど、しわ寄せを地方に押しつけるなということだけは強く今後も言っていきたいというふうに思っています。

それから、基金が、平成１６年当時は１０何億円、現在３８億円、私はずっと、３４歳の頃か

ら財政担当をずっとしてきておりまして、この平成１６年あたりの財政が大変厳しいときの基金残高の調整も皆してきております。

あのとき思ったのは、やはり、いざというときに借金をしているわけでありますから、いつも言いますけれども、借金のうち、何かあったときに町民にしわ寄せがいかない基金残高は持っちょかんといかんという思いがしておりました。

現在、借金が７０億円ぐらいあります。その７割程度は国が面倒を見てくれるということでありますから、七七、四十九、２０億円ぐらい、もし何かあったら基金で払えばいいかなというふうに思いますけども、いろんな形で、現在積み上がってきております。

この基金、必要なときには使えばいいわけでありますから、庁舎建設とかいろんな形のときに使いましたし、今度の国の税収で、さっき言いましたように、地方が影響が一部与えるとか、なってはならないんですけど、もしそうなったときに、今、一般財源等でやっております子育て支援、学校給食費、保育料の無償化、町独自でやっている大きなことについて、いや、減収になったから、その分をカットしますわなんぞということは、私は断じて言えませんので、そのあたりは、逆に言えば、予算査定においてどのような形で影響を少なくするのか、公共事業に影響があるのか、他の事業に影響があるのか、ありますけれども、やはりソフトで人に関わる面については影響がないように、どうしてもやらないかんということであれば、それは一部、基金からということがありますけれども、この場で、もう基金があるからという考えは毛頭思っておりませんし、他の自治体がすれば、ふるさと納税じゃ、私はふるさと納税、大反対でありますけれども、何百億円と積んで、そして、ソフト事業をそれぞれのところにやっておりますけれども、そういうことが、うちはなかなかできないわけでありますから、財政運営についてはやはり慎重にせんと、逆に、私が辞めたときとか、皆さんがおられんなったときに、次の世代に日之影は基金も持たんで財政がパンクしたげなという形は、絶対責任として私は取りたくございませんので、財政運営については、私は慎重な中で、できる限りの政策を打っていきたいという考えでございます。

以上です。

○議長（甲斐　睦彦君）　髙舘英嗣君。

○議員（２番　髙舘　英嗣君）　先ほど基金のこともありましたが、子育て世代にという保育料の無償化とかも行っている本町でございますが、長野県の御代田町は、目的に２０年先を見据えて、目的を持って基金を積み立てていますよということもございます。目的を持って積み立てるということに関しては何分問題もないと思います。

ただ、現在インフレに傾きつつある、しかも、材料費が高騰して、需要よりも先に材料費の高騰による物価高に移っていますので、その点の支援は継続して、何かしら基金を活用しながら行っていかないといけないのかなというところで、基金についての質疑をさせていただきました。

もう一点なんですが、財政が破綻するとかそういったところもありますが、町長に一点伺いますが、国債発行、これは政府のことなのであれですが、この点について、国民の借金と思っているのか、それとも政府の借金と思われているのか、ちょっと一点、お伺いさせていただきます。

○議長（甲斐　睦彦君）　町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤　　貢君）　やはり国民の借金になるんじゃないでしょうかね、将来的には。私たちがいなくなっても、やはりそれの負担というのは、子供たちなりが、税としてまた借金を回収せないかんというふうに思いますから、その当時の政府の、政府というのは今だけですから、何十年も続く政府というのはないですから、それが継続は、総理やら変わればあれですので、最終的には国民の借金になるのかなというふうに、私は捉えております。

そして、今ありましたように、目的を持って基金を積むということは当然であろうというふうに思いますので、財調また公共施設という形で積んでおりますので、やりたいと思いますし、物価高対策につきましては、先般、議会の御同意をいただきまして、畜産関係についての対応もさせていただきました。

今後も、やはり国のほうでは定額減税とかそういうものもあるというふうに思いますけれども、他の産業についても注視をしておりますので、もし、そういうことがありましたら対応はさせていただければというふうに思っています。

以上です。

○議長（甲斐　睦彦君）　髙舘英嗣君。

○議員（２番　髙舘　英嗣君）　国債発行が国民の借金というのは、もちろん調べていただいたほうがいいかと思います。そもそも自国通貨建て発行の国債で財政破綻するということがございませんので、財務省のホームページにも書いてあることです。なので、国債の発行では通貨発行記録になっています。と、税の関係というのは、税金はインフレを抑制するための手段ともなっていますので、単純に税収だけが財源という考え方は今後のためにはあまりよくないかなと。しかも、国債発行は毎年借換債としてずっとつないでいっていますので、利払い費においても、国庫納付金として再度政府に戻ってくるという形になっていますので、実質負担がないもので、破綻するという考え方はあまりないという考え方が出てきています。

そういった考え方もあるというのを考えると、今の状態で、税収が、税収がというところになってくるのがおかしいのかなというふうに、私は思うんですよね。だからこそ、しっかりとした考え方を持っていただきたいなと。その考え方を持った上で、国であったり県であったり、そこで折衝していってもらわないといけないのかなということがございますので、このことは上げさせていただいております。

また、町長も政治家でございますので、本町を守る政治家として、しっかりとそういったこと

も考えて発言をしていっていただかないといけないのかなと思いました。でないと、今までのとおり国債発行が国民の借金であるという考えの中でいくと、日本国内、結局、需要が低下していますので、日本国民は豊かにはなりません。まして、本町によっては、小さいミクロの部分になってしまいますので、なおさら成長はしていかないということになりますので、しっかりとした考え方を持っていただきたいなと思います。いかがでしょうか。

○議長（甲斐　睦彦君）　町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤　　貢君）　勉強不足で、髙舘議員ほど勉強が足りないようでありますから、今後、勉強をさせていただきたいと思いますけれども。

髙舘議員のおっしゃることにつきましては、それは一つの理論だろうというふうに私は認識していますから、日本国全体が今、髙舘議員の考え、あるいは、政党としてどこか分かりませんけれども、考え、また積極財政論、あるいは消極財政論、そういった捉え方の中での御意見というふうに伺っておりますので、今後、勉強しろということでありますので、やはり勉強をして、どういうことが本町にとって必要なのかどうかということについては、ただいまの意見等を、御提言を真摯に受け止めて勉強していきたいというふうに思っています。

るる、いろいろ勉強されておって、いろんな数字あるいは用語が出ましたけれども、全て私が把握していることではありませんので、十分な答えにはならないかと思いますけれども、今後また、本町の財政あるいは国の財政を含めてですね、地方の財政、そういったものについては当然今、町村会長を務めておりますので勉強して、言うべきことは言わせていただきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（甲斐　睦彦君）　髙舘英嗣君。

○議員（２番　髙舘　英嗣君）　それでは、これで最後にさせていただきます。

時代というのは、もう順繰り変わっていっていますので、ぜひぜひ考えていただいて、しっかりと国と県と地方の実情も踏まえて、財源論を分かっていないと、多分答えが返ってくるので、財源がないからという答えになると思うんですよ。なおさら、国の財政の考え方からすると、どこか別のところの財源を持ってきてこっちに当てればいいかなという考え方しかないので、それは、どこかがよくて、どこかが悪くなるという考え方になってくるのではないかなと、個人的に思っております。

そういったことも含めて、なおさら学んで要望、提言を行っていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で最後となります。

○議長（甲斐　睦彦君）　町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤　　貢君）　ありがとうございました。私ももう６８歳になりますけれども、まだま

だ勉強が足らんというふうに思いますので、今後ともまた、いろんな御意見といいますか、教えをいただければありがたいかなというふうに思います。

こういう立場を取っておりますので、今の御意見等を真摯に受け止めて勉強をしていきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（甲斐　睦彦君）　よろしいでしょうか、髙舘議員。

○議員（２番　髙舘　英嗣君）　はい。

○議長（甲斐　睦彦君）　以上で、髙舘英嗣君の質問は終わりました。

……

○議長（甲斐　睦彦君）　暫時休憩いたします。１時から再開いたします。

午後０時15分休憩

……

午後１時00分再開

○議長（甲斐　睦彦君）　それでは、休憩前に引き続き再開をします。

次に、一水輝明君の質問を許します。一水輝明君。

〔議員登壇〕

○議員（５番　一水　輝明君）　さきに通告をいたしましたとおり、来年１１月に任期満了となる町長選挙について、町長へ一般質問を行います。

町長も３期１１年目を迎え、今日まで、町民の目線で町民とつくる会話と協働の町政の下、幼少期から高齢期までの様々な施策支援、庁舎建設をはじめとするインフラ整備等に多岐多様な課題に取り組んでこられました。

現在、宮崎県町村会長も兼務され、多忙な町財政運営に務められておられますが、今後、中山間地における課題は山積しており、厳しい状況の中での施策執行が予想されます。

そこで、令和７年１１月に任期満了となる次期町長選挙に出馬の意向があるのか、町長の見解を伺います。

以後の質問は、自席にて行います。

〔議員降壇〕

○議長（甲斐　睦彦君）　答弁を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤　　貢君）　一水輝明議員の次期町長選挙についての任期満了に伴う町長選が令和７年１１月に執行される。今日までの実績評価と課題等を踏まえ、次期町長選出馬の意向があるか見解を伺うについてお答えをいたします。

平成２５年１２月に町長へ就任いたしまして、早いもので１１年が経過いたしました。

就任当初から、子供から高齢者まで全ての世代が日之影町民としての誇りと喜びを持ち、住んでみたい、住んでよかったと誰もが実感できるまちづくりの実現に向けまして、町民の目線で町民とつくる会話と協働の町政を基本姿勢に掲げまして、職員とともに町政の運営に努めてきたつもりでございます。

その間、消滅可能性自治体の問題や新型コロナウイルス感染症の拡大など様々な事案が発生し、その課題、対策に向かって奔走してきたところでございます。

また、役場庁舎の移転・新築におきましては、町民の皆様の御意見を賜りながらこの場所へ建設することができました。

ここまで来ることができましたのも、ひとえに議員の皆様、町民の皆様、職員を含めて全ての皆様のおかげであることを深く感謝いたしているところでございます。誠にありがとうございます。

それでは、今日までの実績について、私が取り組んでまいりました政策の一端を御報告させていただき、その後、評価・課題等を踏まえました、私の決意について述べさせていただきたいと思います。

まず、農林業・商工業・観光の振興について申し上げます。

本町の基幹産業であります農林業が魅力とやりがいのある産業となるよう、農林家の所得の向上と農林業後継者の育成確保を基本に置き、各種事業を有効に活用しました。担い手の確保と農家所得の向上に取り組むとともに、農地の維持・保全対策につきましては、中山間地域等直接支払制度や棚田地域振興法に基づきました農業生産活動などへの支援、農業委員会と連携しました農地中間管理事業を活用した地域の中心となる担い手への農地集積を図り、農地の有効利用を進めたほか、共同利用機械の購入支援などによります集落営農を推進してまいりました。

また、公約としておりました株式会社ひのかげアグリファームも平成２８年に設立しまして、作業受託を柱とした業務を展開してまいりましたが、現在も担い手協議会との連携を図りながら、社員の資格取得や新たな機械の導入を行い、年々増加する受託作業への対応を行っており、農家の皆さんより一定の評価をいただいているところであります。

林業の振興につきましては、森林・林業行政の体制を支援する、地域林政アドバイザーの配置とともに森林環境譲与税及び企業版ふるさと納税などを活用しました。人材育成・担い手の確保や森林整備への支援、林道整備などへの取組とともに、森林経営管理制度を活用した森林管理を進め、循環型林業の構築、本町林業の振興に努めてまいりました。

有害鳥獣対策につきましては、電気牧柵器などの侵入防止資材の購入支援を行い、農林産物への被害軽減とともに有害獣捕獲奨励金などの事業による個体数の適正化に努め、関係機関・猟友会、地域と連携した対策を講じてきたところであります。

商工業の振興につきましては、商工業活性化の中心的な役割を担います商工会への支援をはじめ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用しました、経営の維持・継続に向けました各種事業の展開、新規起業者に対する支援、また、日之影町空き家等活用事業によりまして、空き店舗などの利用促進に努めてきたところであります。

そのような中、竹細工資料館等を配置しました、役場跡地再整備事業につきましては、改修工事を今年４月に着工し、１２月下旬の完成を予定しております。国道から中央地区への人の流れをつくり、周辺の日之影温泉駅やＴＲ列車の宿、日之影キャンプ村といった主要観光施設の利用促進と併せ、中央地区の活性化につなげていきたいと考えております。

観光の振興につきましては、新型コロナが５類に移行したことによる地方観光の回復やＳＮＳを活用しました地域イベントなどの発信、また、世界農業遺産等のブランド力を生かした、交流・関係人口の獲得、観光産業の活性化に努めたところ、令和２年にリニューアルオープンしました道の駅青雲橋の年間売上げも、過去最高を記録しており入込客数の増加による観光振興への手応えを感じているところであります。

次に、安心して子育てができる環境の整備と教育の充実について申し上げます。

安心して子育てできる環境の整備につきましては、不妊治療費の助成、出産祝い金の支給、保育料の無償化とともに、ゼロ歳から中学校終了までの医療費全額助成、学校給食費の無償化、乳児家庭全戸訪問事業や延長保育事業を行うなど、妊娠から出産・子育てまで支援してまいりました。

また、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を併せた、母子保健と児童福祉の一体的な支援を推進するこども家庭センターを令和６年度設置し、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援を連携して行っております。

学校教育の推進につきましては、児童生徒一人一人が「すこやかな体」、「豊かな心」、「すぐれた知性」を持ち合わせ、心身ともに調和の取れた児童生徒を育成するため、ひのかげ学びのスタイルに基づく事業の実践やキャリア教育などの充実に努めてきたところであります。

学習環境につきましては、タブレット端末やデジタル教科書などの活用を授業ではもちろん、家庭学習などにおいて推進するとともに、ＧＩＧＡスクール構想に基づく教育環境の実現に努めてまいりました。

学校施設・学習環境の整備につきましては、学校個別施設計画を基に計画的な整備を進めておりますが、各学校施設の修繕とともに中学校にエレベーターを設置するなど、バリアフリー化の取組を進めてまいりました。

また、町民の皆様から要望の多かった町立図書館につきましては、役場庁舎新築に伴い併設しまして、利便性の向上を図ったところであります。

次に、町民の健康増進と福祉の充実についてであります。

健やかなまちづくりにつきましては、全ての町民が健康で元気に暮らせるよう、住民の健康に関しての知識や意識を高め、健康を維持するための各種健診を推進するなど、疾病予防に取り組んでまいりました。

病院の医療サービスにつきましては、西臼杵地域における医療連携に係る基本構想を踏まえまして、西臼杵郡の地域医療体制を維持していくために病床の機能転換を図り、地域のニーズに合った医療体制を確立いたしました。本年より西臼杵広域行政事務組合病院としてスタートしたところでございます。

高齢者福祉につきましては、各種計画に基づき、行政、社会福祉協議会、民間事業者との連携によりまして、各種事業に取り組み、高齢者一人一人に寄り添った支援を行いました。特に、独居の高齢者に対する見守りシステムの導入や買物支援など、ＩＣＴを活用した取組も行ってきたところであります。

障がい者福祉につきましては、障がい者や障がい児が自立した日常生活、または社会生活を営むために必要な障がい福祉サービスなど地域において計画的に提供できるよう「日之影町障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づき、障がい者福祉の推進を図ってまいりました。

次に、住み続けたい安全・便利なまちづくりについてであります。

近年の異常気象によります台風の大型化や激甚化する自然災害などへの対策につきましては、西臼杵３町の協力により広域消防本部の設置とともに、防災情報システムなどを活用しました防災情報の発信や火災や自然災害等に対して迅速な対応が取れるよう、高千穂警察署、地元消防団との連携を図り、安全・安心のまちづくりに努めてきたところであります。

また、消防施設の整備につきましても、車両や装備の計画的な整備、更新に努め、地域防災力の強化に取り組んでまいりました。

町民の移動手段の確保は、本町のような中山間地域において、高齢者や通学者にとってなくてはならないものでございます。こうした中、本年１０月より、すまいるバスの運行見直しや予約型乗合交通の本格運行を開始したところであります。

また、行政や地域のデジタル化の推進につきましては、人口減少や少子高齢化など様々な課題を解決するため、昨年、日之影町ＤＸ推進本部を設置、分野ごとに課題の洗い出しや施策検討を行い、基本方針、施策を取りまとめたＤＸ推進計画を策定し、計画事業の推進に努めているところであります。

人口減少対策及び移住・定住の推進につきましては、人口減少対策推進室を設置しまして未婚者対策をはじめ、移住者や定住者に対する住宅の新築や既存住宅の改修、空き家の取得等に対する補助とともに、民間事業者が主体となって行います住宅建設への支援、また、町営住宅につき

ましても、八戸の工場跡地に新規住宅建設の計画を進めているところでございます。

道路網の整備につきましては、これまで国や関係機関との連携を図りながら、九州中央自動車道の事業促進運動に取り組んできた結果、令和６年度に平底蔵田間の計画段階評価の調査に着手すると発表がありました。今後も全線早期完成を目指し、各期成会、沿線住民一丸となって取り組んでまいります。

また、県道・町道などの道路整備につきましても、計画的に進めてまいりました。

以上、これまでの主な実績につきまして御報告させていただきましたが、私が就任以来掲げてまいりました諸施策につきましては、現在までに、ほぼ全ての項目で事業化あるいは着手しており、一定の町政への前進ができたものと考えております。

こうして町政を進めることができましたのも、私一人で成し得たわけではなく、町議会の皆様、町民の皆様、各種団体の方々、職員の方々等の多くの皆様の御理解と御協力があってことのものと、心より感謝いたしております。

しかしながら、施策の中には、着手したものの、まだまだこれからだというものや改善を要するもの、また、人口減少や高齢化が進み、町民ニーズや地域課題はますます多様化・複雑化していくことが予想され、課題は山積しております。

来年１１月の任期まで全力を尽くすことが一番と考え、毎日を努めさせていただきたいと考えているところではございますが、九州中央自動車道平底蔵田間も計画段階評価を進めるための調査に着手され、インターチェンジの配置や座談会等で御意見をいただきましたアグリファームの組織力の強化、全ての産業における担い手の確保対策、予約型乗合交通等の本格運行をスタートしましたが、高齢者等の移動手段の確保と買物支援の推進、また、旧八戸小学校の利活用の問題、下顔小崎間の長大橋構想や公営住宅の整備など大規模事業も進行しており、これからのまちづくりを見据えた重要な案件が残されております。

私は、令和４年２月１８日から県内１７町村長の皆様の御推挙によりまして、県の町村会長に就任しておりますが、引き続き、国・県とのつながりや人脈を生かしながら、それぞれの政策を確実に進めていきたいと考えております。

リーダーとして求められる役割、責任はさらに大きくなっていくことは十分に承知しておりますが、町民の皆様の御理解と御支援をいただき、引き続き、日之影町のかじ取り役として、初心を忘れず、誠心誠意取り組んでまいる決意でございますので、次期町長選挙に出馬させていただきたいと考えております。

以上であります。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐　睦彦君）　一水輝明君。

○議員（５番　一水　輝明君）　ただいま、るるこれまでの実績、それから報告につきまして、新たな決意を示され、次期町長選には出馬するということでございますので、再質問はございません。

今後とも健康に留意をされ、町民に寄り添った町民目線での施策を実行し、安心安全なまちづくり、そして、町政発展のために御尽力いただくことを希望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（甲斐　睦彦君）　答弁はよろしいでしょうか。

それでは、一水輝明君の質問は終わりました。

……

○議長（甲斐　睦彦君）　次に、甲斐徳仁君の質問を許します。甲斐徳仁君。

〔議員登壇〕

○議員（７番　甲斐　徳仁君）　それでは、通告をいたしました議員報酬の適正化と特別職報酬等審議会のあり方について、町長にお伺いをいたします。

まず、１点目は、町村議員の成り手不足等の問題は深刻であり、全国町村議長会は令和６年５月２１日に全国会で決議を行いました。それを受けて、宮崎県町村議長会議員大会においても、１０月１０日に決議を採択をし、町長も町村会長として出席をされ、記憶に新しいと思います。

これは、全国９６２町村の令和元年５月から令和５年４月の統一地方選挙に実施された町村議会選挙において、２５４町村が無投票、全体の４分の１になり、その中に３１町村が定数割れとなり、深刻化が浮き彫りになっております。

議員の成り手不足問題は、住民の主権者意識を低下させるだけではなく、二元代表制の存在意義を失いかねない。結果として、地方自治体の弱体化や都道府県に与える影響もあり、重大な危機につながることが予想をされております。

本町議会は、１０月２１日の臨時議会において決議を採択し、行政当局に正副議長で提出をいたしました。決議の扱いについて、町村会長として、町長としてどのように対処したのか。先ほど髙舘議員のほうからも御質問がございましたので、全く同じ内容ではありますけれども、再質問の視点が違いますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

２点目の議員報酬についてであります。

町村議員の成り手不足問題については、私は必然だろうと、そういう認識をいたしております。その理由といたしましては、平成２３年、議員年金制度が廃止となり、保障制度が皆無であること、非常勤特別職との位置づけによる福利厚生、退職金もないこと、若い方々が魅力を持つ組織ではないことが考えられます。

議員報酬について、町長の所見をお伺いをいたします。

３点目は、町長、副町長、教育長の給与についてであります。

町長、副町長給与については、県内１７町村中１５番目であり、町村最高は新富町の８２万６，０００円、綾町の６４万５，０００円が最低でございます。平均給与値は７１万３，０００円ということであります。

経緯を見てみますと、平成１８年に１０％減額の６１万２，０００円、その後、平成２７年給与条例を改正し、平成２９年１２月から現在の６８万円ということとなっております。

副町長については、平成１０年の５７万４，０００円から９，０００円アップの５８万３，０００円、平成１７年に給与条例の改正をし、現在に至っております。

教育長は５３万円と県内１７町村中１３番目ということであり、給与動向については正副町長と同じでございます。

現在、正副町長、教育長の給与についての見解を伺いたいと思います。

４点目につきましては、職員のラスパイレス指数についてお伺いをいたします。

令和５年地方公務員給与実態調査の概要によりますと、国家公務員を１００とした場合の市町村給与水準は、国に比較し給料表の少ないことを勘案すると、国の１００を下回るのが一般的であると言われております。

宮崎県２６市町村では、令和５年、市の平均９８．５％、町村平均は９６．１％であり、本町は、令和５年度は９６．９％、町村平均を上回り、令和４年度から０．７ポイントの伸びであります。

職員構成についても平均年齢が、令和５年では３７．９歳、本年４月では３７．８歳と、職員数は現在１０３名となっております。このラスパイレス指数の違いが職員に与える影響は目に見えにくいとも感じております。近隣では、高千穂町が９８．３％、五ヶ瀬町が９７．９％であり、両町に１ポイント以上の差が生じております。このことは、生涯所得や退職金等にかなりの違いが生じることとなり、また、若い方々がこのラス指数を選択肢の一つにすることも予想されます。

本町は広大な面積を有しており、様々な祭り、多くのイベント、これには若い職員のモチベーションが必須である。この現行のラス指数等についてどう感じているのか、お尋ねをいたします。

最後の質問となりますが、報酬審議会との情報共有と、先ほどもございました現職議員との意見交換が必要ではないかということについて質問をいたします。

町長の答弁によりますと、そのこと等については必要であれば検討したいということでもございました。本条例は、昭和４３年１０月に自治給第９４号、自治省行政局により通知、本町は昭和４４年１０月に条例１８号として制定をされております。

昨年１２月、第４回定例会において、審議員に議員経験者を選任する必要があるとの質問に対して、本年度、令和６年には、既に選任をされたことは評価に値するものであります。

しかしながら、町村議員の成り手不足や議員活動の豊富化等については、議会側の説明なくし

て、内容は難しいものがあるのも実情であります。

そこで、今後は必要に応じて意見交換あるいは定期開催を含め、審議会のあり方等についてどう町長として考えておられるのか質問をいたします。

なお、再質問は自席から行います。

〔議員降壇〕

○議長（甲斐　睦彦君）　答弁を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤　　貢君）　甲斐徳仁議員の議員報酬の適正化と特別報酬等審議会のあり方についての１点目、成り手不足等の課題から全国町村議会議長会及び宮崎県町村議会議員大会の特別決議を経て、宮崎県町村会長、町長として、その後どう進めたかを伺うについてお答えをいたします。

令和４年２月に、町村会長に就任しまして、地方自治の振興・発展に向けた政策に関する各種の調査・研究や国・県等に対する要望、地方行政に関わりのある各種の審議会への参加などを中心に担っております。

御質問の、町村会長の立場としましては、県町村議会議長会指宿会長からの御依頼を受けまして、１０月２３日に開催しました町村会臨時総会におきまして、決議内容の決議文を添えて全町村長に周知を行ったところでございます。

各自治体の人口規模及び財政状況をはじめ、現在の特別職及び議会報酬額の比率も様々でございます。決議に関しましての具体的な動きは、各町村の実情に応じて、それぞれの自治体で御対応いただくものと認識をいたしております。

また、本町におきましては、髙舘議員の御質問でもお答えしましたが、町内各種団体の代表者や議員経験者の方５名を委員に委嘱し、特別職報酬等審議会をこれまで２回実施しており、審議を継続いただいている状況です。

審議会では、全国町村議会議長会及び宮崎県町村議会議員大会の各決議内容とともに町議会から提出のありました要請書などを基本資料としながら、審議会から求められた資料をお示しつつ慎重な審議を行っていただいているところであります。

次に、２点目の議員報酬についての町長所見を伺うについてお答えをいたします。

同じく、髙舘議員の御質問でお答えしましたが、現在の議員報酬は、昭和５３年に全国町村議会議長会から出されました「議員報酬のあり方について」に記載してあります。首長給与の約３０％が基本となっております。

議員の成り手不足の要因の一つとされております議員報酬の適正化につきましては、全国町村議会議長会での決議、宮崎県町村議会議員大会及び日之影町議会の特別決議にありますように、多様な人材の参画を促す観点からさらなる議会改革を進め、議会議員の活動量を豊富化し、住民

の理解を得ながら、首長給与の４７％程度を目指すことを決議されたところであります。

本町におきましても、これまで審議会の答申を踏まえ、今日まで報酬額を定めてまいりました。直近で申しますと、平成３０年に９．３％、１万８，０００円の引上げを行い、現在に至っている状況でございます。

人口減少や高齢化が進行し、町民ニーズや地域課題はますます多様化・複雑化していくことが予想されており、議員一人一人に求められる役割、責任はさらに大きくなっていくと思います。決議内容に少しでも沿うことで多様な人材が参画し、町民の福祉の向上、郷土の発展と町民に開かれた議会の実現につながれば喜ばしいことでございます。

現在も社会経済情勢の動向を見極めつつ、審議を継続いただいております。審議会において協議された事項、決定された方針は大変重きものと理解しておりますので、答申の内容を尊重してまいりたいと考えております。

次に、３点目の町長、副町長、教育長の給与についての見解を伺うについてお答えいたします。

町長、副町長、教育長の給与は、前町長の公約により減額された時期を除きますと、平成１７年から約２０年間、現在の金額でございます。また、令和６年４月現在で申しますと、町長、副町長は、県内１７町村中１５番目、教育長につきましては、１３番目でございまして、金額は審議会の答申を受けたものでございます。

世界的な物価高騰をはじめ、社会生活に大きな影響を与えてきました新型コロナウイルス感染症の商工業への長引く影響、農畜産業においては、生産コストの上昇や販売価格の低迷、また、天候不良による生産量の減少等により農業経営は大変厳しい状況にございます。

現在の社会経済情勢等を考慮しますと、町長、副町長及び教育長の給料額については、現在のところ据え置くことが妥当であると判断しているところでございます。

次に、４点目の職員のラスパイレス指数について伺うについてお答えをいたします。

ラスパイレス指数は、国家公務員の給与を１００として、地方公務員の給与水準を示す指数でございます。本町の令和５年度ラスパイレス指数は９６．９で県内１７町村中７番目の数値であり、郡内３町におきましては下位の状況でございます。

数値の変動には様々な要因がございますが、本町の場合少ない職員数での算定となるため、職員構成の変動によりまして指数が大きく変わることが主な要因となっておりますが、その順位が大きく変わることはございません。

最後に、５点目の報酬等審議会に対する情報共有と現職議員との意見交換も必要ではないか伺うについてお答えをいたします。

報酬等審議会へは各決議を含め丁寧に説明を行い、審議をお願いしているところでございます。情報共有と現職議員との意見交換につきましても、全国町村議会議長会の決議にもございました

「議会側に意見陳述の機会を付与すること」と記載されていることも併せて説明を行っております。

情報共有の部分では、町議会より提出のありました要請書において「議会活動の豊富化についての方針並びに基本条例の見直し」の中であります「議員活動の定義の追加」などの資料を準備いただきましたが、審議会の中で説明を済ませております。

特別報酬等審議会は、高舘議員の質問にもお答えいたしましたけれども、独立した機関でございますので、町として、町長として審議の在り方について申し上げる立場ではございません。しかしながら、今後、審議会の判断で議会との意見陳述の機会が必要となった場合には、御対応いただくことになると考えております。

以上であります。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐　睦彦君）　甲斐徳仁君。

○議員（７番　甲斐　徳仁君）　それでは、順を追って再質問させていただきたいというふうに思います。

まず最初の成り手関連でございますけれども、町長の答弁によりますと、宮崎県の町村議員大会の決起大会の決議、それを受けまして、１０月２３日ですか、臨時総会を開催をしたということでありましたが、臨時総会を開催をし、決議内容の周知を行ったという答弁でありました。

そこでお尋ねしたいのは、この周知の、周知した状況ですね。当然、全員なら１７町村長、出席されるわけでありますけれども、どういった質問なり、どういった意見なり、記憶にある意見があったらお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（甲斐　睦彦君）　町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤　　貢君）　１０月２３日は町村会の臨時総会ということで、総会等が終了しまして、その他という形で私のほうから、指宿会長さんから、こういう決議、議会議長会大会で決議をしたという文書を頂いておりましたので、それを同じものをコピーをいたしまして、各町村長に配付をし、この町村議会議長会の大会でこういう決議をされたと、そして、本町の場合は、議長、副議長のほうで、私のほうにも町の決議を受けて、その要請もいただきました。

今後、各町村において、議長さんのほうから町村長にそういった要請があると思いますけれども、こういった議員大会での特別決議を経ての要請でありますので、御承知おきいただきたいということでお話をしたというのが記憶にございます。

その中では、もう後の時間等も迫っておりましたので、特別その内容についてどうこうだという意見はございませんでしたけれども、それぞれ持ち帰って、それぞれの町村で対応していただきたいというようなことを周知したところでございます。

以上です。

○議長（甲斐　睦彦君）　甲斐徳仁君。

○議員（７番　甲斐　徳仁君）　１０月２３日に臨時総会の中の、私の聞き違いでなければいいんですが、その他ということでいいんですか。いや、ちょっと宮崎県の１７町村の議員大会で、町長は同席されておりましたので、誰一人異議を唱えることのない、あそこは決議採択しましたよね。その他の協議でこれを上げたんですか。

○議長（甲斐　睦彦君）　町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤　　貢君）　今、資料がありませんので、今、その他という言葉を使いましたけれども、町村会の臨時総会というのは議案がやはりあるわけでありますから、そういう中で議案を審議をして、その後、こういう要請があっておるということを報告をしたということでありますから、その報告が最初じゃないといかんとか、そういうことは町村会の流れの中でちゃんと報告を周知をしたということを、以上に何かあるのかどうかというのが今のところ分かりませんけれども、そういった形で周知についてはお話をさせていただいたところでございます。

○議長（甲斐　睦彦君）　甲斐徳仁君。

○議員（７番　甲斐　徳仁君）　直近の２３日という日にちが、たまたま臨時総会を開催予定ということであって、１０月１０日で町村会長に手渡しを当日された。改めて、次の日でしたか、町村会で指宿会長のほうから正式に、そこを提出を受けたという流れであったやに記憶をしているんですよね。

それはそれでいいんですけれども、ならば１０月２３日の、もちろん町村会としての役員会、そして審議案件というのはもう当初から、一、二か月前から予定されておったんでしょうから、それはそれでいいんですけれども、事が事だけに、じゃ２３日じゃなくて、町村会の役員会を招集して、このことについては、やっぱり前もって触れておく必要性はあったんじゃないですか。

じゃないと、いきなり臨時総会されて、町長がそういう話をしてもですね、なかなか１６町村長、首長さんたちはもう非常に、にわかにそういう話を聞いてもですよ、理解度があったのかどうなのか。そこらあたりがちょっと、１７町村２００の議員がそういう大会で出て決議をしたわけでありますから、その扱いが、ちょっと私はどうかなと思っておりますが、再度お尋ねをいたします。

○議長（甲斐　睦彦君）　町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤　　貢君）　この２３日は、もう必ず全町村長が集まるということが予定されておりましたので、逆に、全員おる場でこういった決議があって、今度はそれぞれの町村で議長さんのほうからお話があるからという形で対応することが一番、誰に言った、誰に言わないということよりか正確ではないかなということで、そのような対応を取らせていただきました。

以上です。

○議長（甲斐　睦彦君）　甲斐徳仁君。

○議員（７番　甲斐　徳仁君）　町長がそういうお考えで、町村会長としてですね、少しでも早い段階で皆さんに情報提供という場が、毎月２３日かどうか存じ上げませんが、その会であったということで、そうしないと、そのことで全ての町村長を集めるというのは非常に厳しいという判断だったんだろうと、そういうふうに考えておきます。

そして、２番目にありますこの議員報酬についての町長の考えを問うということにつきましては、令和５年１２月５日、ちょうど１年前になろうかと思いますが、町長は自分で答弁をされておられますので記憶には当然新しいだろうというふうに思います。もちろん人勧関係の、当時５７、５８、５９でしたかね、職員、それから三役、それから議会ということの引上げ等の議案が提案されました。

その中で、議員報酬等については様々議論をしてきた中で、町長はもう行政提案が一番ベターであるということは、私も考えは全く一緒だと。

令和６年３月にと思いましたけれども、時間がないので、令和６年の１２月、まさしく今のこの第４回定例会であります。そこで提案をしたいというような答弁があったやに記憶をしておりますけれども、記憶しておりますと言いますが、これは会議録、今、手元にありますけれども、ページ数は２１ページですか、後でまた皆さん方で見ていただければいいと思いますけれども。

若干、１年振り返りまして、この報酬等については行政議会がしっかり議論をしていかなくてはならないというふうな答弁もされておりますが、私の記憶では、それから１年間、果たして議論をしたのかなと、そういう思いがありますが、見解をお尋ねいたします。

○議長（甲斐　睦彦君）　町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤　　貢君）　今、令和５年１２月に答弁をしたのはそのような形だったということを記憶をいたしております。

正直申し上げまして、それからの経済状況とかいろんなことも踏まえまして、そして何よりは、私が正しいかどうか分かりませんけれども、議員の皆さん方の相違というのが得られているのかというようなお話もちょこっと聞いたりしましたので、そういう中で、私のほうと決まらないうちに、それは、行政、町長提案といっても、私も責任があって、ちゃんと提案しなければいけないという思いがありますので、そういったことは今日までしておりません。

そういう中で、それこそ地方財政がどうなるかというような状況、あとは、価格物価高騰等による地方経済の疲弊、そういったもろもろがありますので、そういうことで、具体的な形はまだしておりません。

ただ、その中で、令和５年の一般質問でお答えしましたとおり、特別職報酬等審議会そういう

のを設置をし、そして、その中で議長会等の決議について審議をしていただいております。

やはり、そういった手続を踏まえながら、令和６年の１２月に、町長提案だからといって、じゃ公表しますという形で上げることは、それは私としても、「そう答弁したじゃないか」と言われればそれまでではありますけれども、多分、甲斐議員ならそういう言い方はされないと思いますけれども、やはりそういった、この三役の給与を含めて議員の報酬ということについては、町民のやはり大きな関心事でもありますので、丁寧な議論をし、そして、その中で諮問・答申を経ていくことが私は大事というふうに思っておりますので、現在の流れは、動きは、現在のところこういう形でなっております。

以上です。

○議長（甲斐　睦彦君）　甲斐徳仁君。

○議員（７番　甲斐　徳仁君）　町長の答弁においては、議会がそのことについて全員同じ気持ちであるのかどうかという答弁でございました。もし、同じ気持ちでないとするならば、じゃ、これはおかしな話になって、１０月２１日臨時会の特別決議、あるいは、その前段の県の決議が、じゃ何ですかと言わざるを得ない状況になっています。

私の知る本町議会においては、私にはどなたもこのことについては反対をされた記憶はございませんでした。

しかしながら一方で、私の耳には入っていない中に、そこが、共同歩調が取れていないということになると、これは議会側に大きな問題があるんだろうなと、そういうふうに自分の中では判断をせざるを得ないということになろうかというふうに思います。

ただ、町長にはどなたがそういった、一部の意見の中は言われたかどうかは存じ上げませんけれども、私は、今初めて、町長の答弁でその真意を知ったということになるわけでありますので、そこはしっかり、また議会側で、これは町長に聞くことじゃございませんので、再度議会側のほうで、その内容、検証等については精査をしたいなというふうに思っております。

続きまして、この町長、副町長、教育長の給与についての見解というようなことでお尋ねしたわけでありますけれども、教育長が１３番目ということであります。町長、副町長が、同列順位の１５番目でしたかね、たしか。１７町村の中で、これはいかがなものかというような話はもう数年前からさせていただいたと記憶にあります。

もう先ほど来、私の一般質問通告では、見解を伺うということでありましたので、上げるべきではと、あるいは、引き下げるべきではというタイトルではございません。でも、答弁書では据え置くというふうな状況でありました。

内容等については、町長が御答弁されたとおりの、本日の社会情勢、本町を取り巻く様々な状況等を勘案してと、町民の理解もいただきたいと、慎重に対応したい、それは十分、分かるんで

すよ、分かるんですが。ここ３年間で職員のラスパイレス指数が開化、ずんと上がりましたわね。もう県の平均をはるかに上回るポジションまで上ってきたという言い方はどうか知りませんが、高止まり、やっとなってくれました。これも、ずっと議会では言い続けてきて、町長もこのことについては同じ気持ちだったんだろうというふうに思いますが。

これが、こういう形で、やっとの思いで県の平均を上回り、しかしながら、西臼杵では一番下という状況であります。これが構築できたからこそ、三役の給与も、やっぱり県の平均値ぐらいは、私は当然、職員を先にやって、そして、次は、自分たちの１３、１５という、ランクでいう話ではないかもしれませんけれども、やっぱりモチベーション大事なので、そういうふうな流れが一番、私はベターだったんじゃないかなというふうに思うんですよね。

町長、そのことについてはどうですか。

○議長（甲斐　睦彦君）　町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤　　貢君）　お答えする前に、先ほど議会の中という形でありますけれども、議員の皆さんから聞いたということだけは違いますので、それの点はお伝えください。

そして、要は、一番、今、審議会で私も諮問をしていないのは、引き上げたときにどれだけ財政的な負担が来るのか、あるいは、いつから、成り手不足であれば、新たな議会改選のときからするのか、そういったことを私が判断というか、こげしなさいということを言っていいのかとかある関係がありましたので、一応私自身としては試算はしておりますけれども、そういったことを、私がこうしたからということではいけないと。

ですから、甲斐議員がおっしゃったように、協議の場を持っていないけれども、ようやくそういう流れのところに来ているんではないかなということで申しましたので、お含みおきをいただければありがたいというふうに思います。

それから、町長、副町長の給与については、大変ありがたいと言っていいのかどうか分かりませんけれども、事実、県内一番下が綾町ですかね、そして、五ヶ瀬と日之影が同率かなという形であります。経過については答弁で述べたとおりでありますので、そういう流れの中で今日まで来ております。

そして、これについても特別報酬等審議会にかけて、そういう中でありますから、逆に、報酬等審議会で、今、甲斐議員がおっしゃったような意見が出れば考えますけれども、現時点、そういう形にはならんのかなと思いますし、私自身としては、やはり答弁書で申し上げましたとおり、この状況、そして、さっきの１０３万円の壁の財源の確保、そういった答弁でも申し上げましたけれども、やはりそういったことが、目に見える形で決着した中で財政運営的にどうなるかということがはっきりした中で、町民の方々の御理解をいただくというような形でしか、ちょっと現時点では答弁したとおり、引上げについて諮問をお願いすることは考えていないという状況でご

ざいます。

以上です。

○議長（甲斐　睦彦君）　甲斐徳仁君。

○議員（７番　甲斐　徳仁君）　議員報酬関連につきましては、もうここ数年、本会議、特に人勧関係ですね、議案で上がったときにはもうこれは避けて通れない、議論をずっと、白熱した議論をやってきた経緯がありました。もうあり過ぎるほど、この件については町長とたしか、もうだいぶ数年やりましたよね。やりましたが、これは議員のことはなかなか、議員発議ではやりにくいので、首長提案、行政提案が本来あるべき姿じゃないのかというお尋ねをしたら、私もそう思いますと、あなたがおっしゃったので、じゃ、１年かけて町長お願いしますよという流れで来たんですね、今日まで。

もちろん社会情勢も大事、町民とのコンセンサスもそれは大事です。でも、大事ですけれども、これはした人じゃないと分からんからということで、本年度から議員ＯＢの杉本委員が、この審議会委員のメンバーに加わっていただいたという流れでしたよね、今日までの流れは。

だから、議会側が提案することは可能で、それは、来年の３月議会でも提案しなさいといやあ、当然、議会は議員発議もできるわけですから、それはやって説明はしたいんですけれども、今までの流れで町長がそうおっしゃったので、なら、お願いしますねというところでのこの１年間だったというふうに私は思っています。

私は思っていますが、報酬と審議、次の質問は当然出てくるんですけれども、その報酬審議会委員との審議のありようが、なかなか、諮問して答申をいただいたら、結果が出たら解散じゃないですか、この会は、自動解散。もう継続性がないので、必要なときだけ呼ばれて会を開いたってですよ、それは難しいですよ。総務課が持ち得る資料を提出して説明するしかないんですから。

だから、今は全国でも市町村は年に１回、２回、条例の中にうたい込みをして、審議会を開催をしなさいと。また、そうしないと、昨今の社会情勢とか、議員の活動量の豊富化とか分からんですわね、それは全く。そこはどうお思いですか。

○議長（甲斐　睦彦君）　町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤　　貢君）　何か誤解があるようでありますけれども、町長提案をしようと思って、今このような形で私はやっちょるつもりでありますので、それが、約束と違うが、遅いがと言われても、慎重に審議会にお願いをして、状況を説明し、決議内容を説明をしちょるところでありますから、何ら今年の１２月にするはずじゃなかったかって、先ほども、そこまでは言わんでしょと言ったのはそういうことでありますから、令和５年の答弁をした形の中で今、進めているわけであります。

それから、審議会についてはやはり、御意見があったことを踏まえて、議会議員経験者も入れ

て新たな体制をつくり、そして、今２回でありますけれども、これを何回でもやっていくという形で対応をするようにしておりますので、その中で今、特別職報酬審議会の委員の方々が基礎資料等を読み取りながら、そして、向こうのほうの判断で議会の意見が聞きたい、あるいは、町長の意見が聞きたいということであれば、私も対応しますし、議会のほうからも説明をしていただきたいという形を、私は髙舘議員の答弁に答えたつもりでありますので、何も１回で終わって解散とかという気はありませんので、それだけ、やはり慎重に、これは考えることではないかなというふうに思えておりますので、議会でこのことについて何もかも決めとか、そういう気持ちはありませんので。

ただ、意見交換はこの審議会の状況等については、議会の全員協議会で報告は担当課長のほうがしているというふうに私は認識いたしておりますので、そういう流れの中で、皆さんの御意見等もいただきながら、この解決といいますか、決定に向けて進んでいけばいいのかなというふうに私は思っているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐　睦彦君）　甲斐徳仁君。

○議員（７番　甲斐　徳仁君）　昨年の第４回定例会の中、あまり言ったの言わんだの、そう言うたじゃねえかというのがどうか分かりませんが、あくまでも、これは政治家の発言で議事録も残るわけでありますので、だから、それは許す、許さんとかいう話ではないんですが。

ただ、やっぱり１年あったわけでありますから、そういう全員協議会の場において、担当課長じゃなくてですね、重要な特別職の中身を議論しよう、審議をしよう、本会議ではなかなか本音で言えない部分等々も確かにあるんですよ。

だから、やっぱり首長としては、全員協議会等に足を運んでいただいて、今の状況、そして、自分は、令和５年、こういう答弁をしてきたけれども、もうちょっと時間をいただけないかとか、あるいは、このことについて議員の皆さん、どうお思いかとかいう協議がなかったじゃないですか、あれから１年。私は、そこがまず不思議なんですよ。協議をしていきたいということをおっしゃっている以上はですね、その全くない。だから、本当にそこあたりの本気度がどれぐらいだったのかなと。それは、いやいや今、しっかりそれは検証してやっちょるじゃないかと。確かに、しっかり検証して審議会の皆さん方、御足労願ってやっていただいとるのは非常にありがたいんですけれども、でも、そこに至るまでの自分の考えなりを、やっぱり、しっかり全協あたりで伝えていただかないと分からんですわね、その進め方については。そこをお尋ねをしているんですよ。

○議長（甲斐　睦彦君）　町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤　　貢君）　何も全協に行って説明をせんとかいう気持ちもございません。まだ、そ

この段階にいっちょらんという判断をしているだけのことであって。

なぜ、今までかかったかというと、やはりこの決議というのがあって、こういう動きがあったというふうに思います。令和５年、質問があったのは、やはりそういう成り手不足も含めて、甲斐議員のお考えとして受け止めております。

これが大きく動いて、やはりその中で私なりに答弁をしたように、町長提案でぜひ何とかやらないかんなということで準備をしたところでありますから、まだ準備もできていないうちにこうじゃという形は、私はまだできておりません。

というのは、今時点で、課長が全員協議会で報告したことのみであります。まだ、私の何%上げたらこうなるという財源シミュレーションもありますけれども、私、それをここで言う必要もないというふうに思います。ですから、全協で話す、さっき言いましたように、いつからやるのかとか、やっぱりそういう流れの中でやっていかないかんのかなという思いはあります。

ただ、そのことを報酬等審議会の方々に説明もせないかんということが前提であるわけでありますから、正直、慎重に私はやっているつもりであります。

というのが、なぜ決議の必要性、成り手不足解消にある必要性というのを決議内容から全て審議会議員の方々に説明をし、こういうことで審議会を開いてお願いをしておりますということを丁寧に説明しておるのは、やはり、このことを理解していただきたいという思いがあるから、このような形をしておりますので、早く、町長がこのぐらい上げるというやつを決めてほしいということであれば、それはできないことがないと思いますけれども、そういったことで答申を得られるのかということも不安でありますので、このことについては慎重な取扱いをしたいというふうに思いますし、また、全協で私が出ていって、皆さんとこのことについていろいろ議論することは何ら問題ありませんので、その中で、最終的にはこのくらいになりどうするのか、やるのかやらないのかを含めて判断をさせていただければということでありますから、審議会に出ないとか、全協に出ないとか、そういう気はございませんので、また、いろいろと議論させていただければいいのかなというふうに思っております。

○議長（甲斐　睦彦君）　甲斐徳仁君。

○議員（７番　甲斐　徳仁君）　町長としての考えは十分伝わりましたけれども、実は、なぜ昨年、人勧関係でこの議論が白熱したかということについて触れさせていただきますけれども。

国は、令和４年度に、地方議員の成り手不足がかなり深刻化しているということで、国のシンクタンクであります地方制度調査会等を含めて、分科会を含めて、全国にリサーチをしたと、町村議会の議員の報酬の実態をリサーチをしたところ、昭和５３年の首長３０％ルールというものが、今もなお脈々と生き続けてきたと。

一方、都道府県議会は約７割、市の７割、市議会議員が市長の４７％、約２分の１ですね。町

村だけが３割というのが、それは高舘議員の中でも名誉職というカテゴリーの中で、やっぱりそういうことが脈々とあったんだろうという話がありました。

そこを踏まえて、もうあの令和５年のときには、令和４年の国の状況等が見えてきておりましたから、本町の町長は町村会の会長という大役を担っておりますことから、やっぱり、その情報だけは早く入手していただきたいということと、もちろんラスも議員の報酬も、九州でも最下位のほうに宮崎があるわけでありますので、その立つ位置を利用して全国会に行ったときにでも、様々な御意見をしていただきたいという、そういう思いもありました。

ただ、その決議が、じゃ、令和６年の１０月頃、あるいは、５月の全国会という予見が、当時として非常に、それは予測はしておりませんでしたので、たまたまこの１年以内にこういうことが矢継ぎ早に起こってきたと。それができて、これは大変重要な決議であるということ等によって、町長の考え方がもう少し、さらに深まっていったのかなと、答弁を聞いて、私自身はそう思ったんですが、これは、そういう流れがあったから、令和５年にそういう人勧等の議案でやり取りがあったというのがまず大前提であったということは頭の中に入れておっていただかなくてはならないというふうに思います。

そして、その報酬等審議会の皆さん方にも大変なお骨折りをいただくわけでありますけれども、やっぱり条例を改正してでも、年に１回はこの多様化する時代、いろんな情報提供を上げる、上げんとかもそれを置いちょいて、今の実情、現状、状況、全国の動きという資料ベースは、やっぱり審議会委員の皆さん方にはしっかり説明をして資料提供していくと。そうすれば、いつ、いかなるときに、この会を開かせたときに、話は早いと思うんですよ。常にそういう情報、手渡しを置くことによって、そして、出られた委員の皆さん方にも知見を広められるということになろうと思いますので、ぜひ、この条例改正に向けても頑張っていただきたいなというふうに思いますが、町長、いかがですか、条例改正について。

○議長（甲斐　睦彦君）　町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤　　貢君）　現在、条例に基づいて、２回とか３回とかやりますから、もし、それ、１回しかないという条例になっちょるのかどうか、ちょっと分かりませんけれども、現行条例で回数に制限がなければ、それは私がお願いをすれば開ける。報酬等の予算は必要でありますけれども、それは当然、このことについては、昨年の１２月に甲斐議員がおっしゃったような形で、委員のメンバーを含めて考えてやってきているつもりでありますので、その対応をさせていただければいいかなというふうに思います。

それから、審議会のほうに、いろいろ令和５年にもおっしゃいました、特別職を含めて人勧の報酬がアップするときにも、こういった額が一遍に上がるときだけ報酬審議会に報告するんじゃなくて、人勧で報酬が上がったことについては、口頭でもいいから説明をしとくようにというよ

うな質問だったというふうに思います。

それも、今年の人事院勧告についての特別職、あるいは議会の皆さん方の報酬を引き上げる予算を出すことについては、口頭でお話を担当課長のほうから説明はしております。

だから、そういう形で、令和５年の答弁については、全てではありませんけれども、対応をしながら進めてきておるということだけは御理解いただきたいというふうに思います。

それから、こういうことを言っていいのかどうか分かりません、もう言いますけれども、やはり人勧を含めた、私は苦い経験がありまして、人勧上げてから否決されたことがあるもんですから、非常に慎重に、私はよかれと思って提案したら、全員で否決されたという、私の町長職の中で否決されたのは、いまだあれが最初かなというふうに思いまして、非常にショックであります。

そして、今回また、そういう形でありますので、やはり、そういったことについてはやはり、協議も必要かとは思いますけれども、お願いをしたいなというふうに思います。これは余談かもしれませんけれども。

ただ、令和５年の甲斐議員が質問されたこと等につきましては、そういった対応できることについては、現在までやってきておりますし、また、今回の議員報酬の引上げ等については、先ほども言いましたように、やはり順番を踏みながら、慎重になるときは慎重にしながら、いい方向に持っていければということで、私は考えておりますので、御理解いただき、また御指導いただければというふうに思っております。

以上であります。

○議長（甲斐　睦彦君）　甲斐徳仁君。

○議員（７番　甲斐　徳仁君）　もう一回ぐらい時間がありますかね。

副町長が、えらい資料を見よるごたありましたが、条例を探しよったんですか、１８号を。そこには、会を開いたら、答申を受けたら、解任するということが出ていると思います。

そして、これは何回も開くとか、それが頭からないんですよ。その条文が、そこに入っておりませんので。だから、必要に応じてとかではなくてですね、年に２回、１回でもいいですよ、報酬等審議委員会を開くと。それがあって、そして、１回目的達成したら、目的達成というのはいい表現かしりませんが、諮問して答申が終わったら解任するんじゃなくてですよ、解任された者もたまったもんじゃないですよね。また、上げるときに、また、やらにゃいかんわけですから。あそこを触って、そのまま委員としては任期が来るまでしっかり残っていただいて、１年に１回以上の開催はやるという条例改正を切にお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（甲斐　睦彦君）　検討は。

○議員（７番　甲斐　徳仁君）　してくれるでしょうから、いいです。

○議長（甲斐　睦彦君）　以上で、甲斐徳仁君の質問は終わりました。

――――――――――――――・――――・――――――――――――――

○議長（甲斐　睦彦君）　これで、本日の議事日程は終わりました。本日は散会といたします。

午後２時09分散会

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――